

324-20

一五帖  
御文講述

昭和  
48.10.27  
丙亥



## 御文講述緒言

抑宗義は、一宗の本體にして、安心はその命脈なり、苟も祖門に衣食するの輩、誰かこれを學はさらんや、之に由りて、予明治三十三年の秋より、四十二年の春に至るまで、殆ど十年の星霜を歴て、真宗假名聖教の略述を著し、既に之を出版せり、尙同年九月二十五日、俄に思ひ立ち、御文の講述を著はさんとして筆を起て、本年四月十二日に至りて、草稿を畢れり。

それ御文は、慧燈大師愚鈍の者の爲に、和語を以て、他方安心の趣を、平易に示したまへるものにて、漢文は、句讀の分齊、訓詁の差別、容易に學ひ難きに由り、その義旨を了知すること



も亦難し、然るに假名書は、文句を讀むに劬勞なく、義理亦了知易し、これ假名を以て、和國の重寶とする所以なり、御一代記に云、御文ノユト聖教ハヨミナカヘモアリコ、ロエモユカヌトコロモアリ御文ハヨミナカヘモアルマシキトオホセラレサフヲフ御慈悲ノキハマリナリとあり、蓮師の御文を作りたまひし素意、これこゝにあり、然るに中古このころ、御文を講するもの、多説を並へ異義を列ね、人をして小兒岐に泣くの悲みなき能はさらしむ、恐らくは御文選述の本意に乖けり云へし、又御一代記に云、タトヒ正義タリトモシケカラントナハ停止スヘキ由候とあるにて知るへし、之に由りて、今迷ひ易き異義を除き、直にその正義を述へて、心易く宗意安心を解了せしめん

か爲に、これを講述するところなり、聊御文講述の緣由を叙へて端書とはなしぬ。

明治四十三年九月二十五日

眞宗高倉大學寮に於て 撰者これを誌す







御 文 講 述

初通	二通	三通	四通	五通	六通	七通	八通	九通	十通	十一通	十二通
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

第二帖

十三通	十四通	十五通	初通	二通	三通	四通	五通	六通	七通	八通	九通
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

第三帖

御 文 講 述

十一通	十二通	十三通	初通	二通	三通	四通	五通	六通	七通	八通
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

第四帖

九通	十通	十一通	十二通	十三通	十四通	十五通	初通	二通	三通	四通	五通
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

第五帖

目次

三



六通	.....	九〇
七通	.....	九四
八通	.....	九二
九通	.....	九五
十通	.....	九三
十一通	.....	九七
十二通	.....	九四
十三通	.....	九八
十四通	.....	九五
十五通	.....	九五
十六通	.....	九六
十七通	.....	九七
十八通	.....	九五
十九通	.....	九七

二十通	.....	九〇
二十一通	.....	九二
二十二通	.....	九四

以上

# 御 文 講 述

## 索 引

ア

御 文 講 述	.....	九〇
或人云	.....	九三
アサマシ	.....	九六
アナカシコ	.....	九六
アナカチ	.....	九三
安心名義	.....	二六
アチキナク	.....	一八五
アタナル	.....	三六〇
アラノ	.....	四七五
阿彌陀ノ三字	.....	五九

索引

惡心二途..... 九〇

アハレ..... 七三

阿彌陀如來ノオホセ..... 八三

アヤマタス..... 九七

イ

一益法門..... 三三

一心一向..... 三

一念歸命..... 八三

イタツラ..... 三三

一心義相..... 二四



御文講述

一念二釋……………二六  
 一念往生……………二六  
 一大事……………二七  
 イミシク……………二八  
 イクタヒモ……………四一  
 出ル息ハ入ヲマタヌ……………四七  
 イカメシキ……………七九  
 韋提等權實……………七五  
 ウ……………  
 ウツクシク……………四二  
 牛盜人……………五九  
 ウツクシキホトケ……………九二  
 エ……………  
 廻心二義……………一〇六

厭忻次第第二意……………二六  
 榮華榮耀……………二七  
 エセ法門……………六五  
 才……………  
 御文興由……………二  
 御文濫觴……………八  
 御文製作年處……………一〇  
 御文拜讀權輿……………一〇  
 御文撰集……………二  
 御文ヲ五帖ト云例……………三  
 御文印證ノ始……………三  
 御文開版ノ始……………四  
 不拜秘事……………二  
 御文大意……………二六

御文講述

御文題號……………四  
 憶念二途……………一〇九  
 オカシキ……………一一五  
 オモシロキ……………一七  
 御スカタ……………二五  
 大谷破却ノ年代……………三四  
 オキテ……………三七  
 フロカ……………三六  
 掟ノ種類……………三五  
 御袖……………五三  
 オホツカナシ……………五九  
 應仁文明ノ亂……………七七  
 カ……………  
 カタノコトク……………九

カシツキテ……………六  
 カクノコトク……………一五  
 カマハ……………一七  
 カタミ……………一八  
 開山聖人……………二六  
 渴仰ノカフハ……………三〇  
 片腹イタク……………三七  
 改悔名義……………七  
 甲斐……………八  
 キ……………  
 歸命釋義……………四  
 金言……………六  
 歸命ト廻向ニ家ノ別……………七  
 機法一體……………七

索引



御 文 講 述

決定	.....	五
願力信力ノ別	.....	三三
願生ト歸命ノ別	.....	三六
久遠實成	.....	三三
如件	.....	四七
公事	.....	四六
外道	.....	五〇
願行具足	.....	六〇
血脈	.....	六六
クセ法門	.....	七四
荒涼	.....	七六
クチズサミ	.....	七三
口惜	.....	八三
現世祈願ノ有無	.....	四二
袈裟	.....	四六
懈怠	.....	五五
解脱ノミ	.....	六九
結句	.....	七〇
答ニ四種	.....	七〇
故聖人	.....	七〇
後生苦樂	.....	七〇
業成時節三家ノ異	.....	七〇
コ、ロエ	.....	七〇
言語道斷	.....	七〇
五障三從	.....	七〇

ケ

ケ

御 文 講 述

五道六道	.....	四〇
五重ノ義	.....	五〇
金剛二義	.....	七一
サ	.....	
三門後ノ名稱	.....	三三
沙汰	.....	三六
懺悔ノ名義	.....	三七
サレハ	.....	三三
サリナカラ	.....	三九
サテモ	.....	三九
三途ノ大河	.....	三六
三信三心一心	.....	三三
細々	.....	三三
讃嘆	.....	四六
難行ノ出體釋名	.....	四八
難修ノ出體釋名	.....	四九
難行難修同異	.....	五〇
和承血脈	.....	六六
三世ノ業障消滅	.....	九一
シ	.....	
十劫異計	.....	一七
聖人	.....	一四
十方衆生ニキカシムル	.....	一〇
次第	.....	一〇
シカク	.....	一〇
出家發心ノ功德	.....	一〇
信心マコトマコトノ信心	.....	一〇
宿善義相	.....	一〇

※ 索引

五



御 文 講 述

所詮	.....	二七
師匠	.....	二八
子細	.....	二九
斟酌	.....	三〇
諸佛ニステラレタル	.....	三一
諸佛女人ヲスケフ	.....	三二
死出ノ山	.....	三三
宗名義理	.....	三四
信スルタノム同時	.....	三五
信心ニ釋	.....	三六
自力種々	.....	三七
神明	.....	三八
神明ニ對スルニ意	.....	三九
自然三種	.....	四〇
珠數	.....	四一
仁義ニ途	.....	四二
淨土宗四流	.....	四三
信願同異	.....	四四
色心二光	.....	四五
支證	.....	四六
聖教ヨミ	.....	四七
身心命終	.....	四八
述懐	.....	四九
上臚下主	.....	五〇
ス	.....	五一
スカリテ	.....	五二
西山所立	.....	五三

御 文 講 述

施物タノミ	.....	二四
千萬	.....	二五
説諫	.....	二六
闡提	.....	二七
成敗	.....	二八
善知識名義	.....	二九
專修專念	.....	三〇
先達	.....	三一
セメテハ	.....	三二
消滅ト不斷	.....	三三
リ	.....	三四
即時ニ義	.....	三五
ソハタテ	.....	三六
ソハサマ	.....	三七
他力信心	.....	三八
他流三信ノ體	.....	三九
代官	.....	四〇
タ	.....	四一
タノム	.....	四二
タスケタマヘ	.....	四三
タスケタマヘ覺不	.....	四四
タスケタマヘ續不	.....	四五
タヤスク	.....	四六
タクハヘル	.....	四七
多屋内方	.....	四八
道場	.....	四九
タノム信スル同異	.....	五〇



御 文 講 述

道理名義	三三
大路人信	三九
道理四種	四三
寶ノ山	六三
大概	七五
タシナミ	七六
大道大路	七九
タニモ	九三
タトヘハ	九四
チ	
鎮西所立	一六
知識歸命	一九
定命五十六	七七
重杯	八八
ツ	
ツキノ語二種	一〇
追從	三三
ツラ	六八
テ	
出立	三六
超世ノ本願	四八
ト	
問ニ五種	五
同朋同行	三
等活地獄毒量	六一
棟梁	七六
ナ	
名殘オシク	一八

御 文 講 述

ナカ	三三
ナニヘントモナキ體	三九
捺落	三〇
ナラフ	四四
難信ノ相	四七
南無阿彌陀佛ト歸命スル	五九
ナカレヲクム	六一
ナヲ	六九
ニ	
二行廢立	七
人法不離	一一
二種深信	二四
女人疑深	三五
二雙四重	四七
ニ	
二字四字六字々々	五九
又	
ヌノ天爾波二種	三〇
子	
念佛三家ノ異	一六
念佛法門	一九
念佛ノ信心	三三
念佛往生ノ本願	六一
念佛得堅固	七六
念佛爲本信心爲本	九三
ノ	
ノリノ語	七六
ハ	
廢立ノ正意	七

※索引



御 文 講 述

般舟三昧……………二五〇

八難……………二五〇

八相成道……………二六五

莫大……………二八四

ハカナキ……………二九三

ヒ……………

ヒシトスカル……………二五三

彼此三業ノ文意……………二五七

ヒタスラ……………二九四

フ……………

不退現當……………二九

不來迎義……………二四九

物忌……………二二四

不思議ノ名目……………二六九

フルマヒ……………二七

風情……………二四三

浮生……………二四二

佛凡一體……………二〇九

佛凡一體ト轉惡成善同異……………二〇六

佛凡一體ト機法一體同異……………二〇五

腹立……………二〇六

フツ……………二九一

ヘ……………

平生業成……………二二

偏執……………二二

ヘツラヒタラス……………二六一

遍照ト攝取ノ光明……………二六四

ホ……………

御 文 講 述

報恩稱名……………二七

報佛來迎……………二七

菩薩涅槃……………二二三

報恩講名義……………二四七

本師本佛二途……………二四二

本師本佛三義……………二四五

從法向機從機向法……………二五六

發願廻向ヲ機ニ約ス……………二六六

發願廻向ヲ法ニ約ス……………二六六

發願廻向ヲ法ニ約スル二途……………二七〇

法華念佛同時ノ教……………二七〇

報恩講勤行……………二八〇

法然聖人ノ御言……………二八九

マ……………

マトヒヌル……………二二三

マイラセテ……………二〇二

マタク……………二七六

申ス……………二八一

ミ……………

耳ニト、メオキ……………二九

彌陀ヲ憑カ本願ヲ憑カ……………二二

ミ、ヲソハタテ……………二七九

南別所……………二八三

ミノヲサラヘテ……………二八二

ム……………

無信ノ稱名……………二五

ム子……………二〇一

無常ノ風……………二七

※ 索引



御 文 講 述

無名無實	三〇
無間地獄	三九
無明業障ノ病	五五
ムツカシキ	八六
メ	
メツラシキ法	六
滅度ノ名義	一〇
メテタク	三〇
滅度ニ至ルノ言現當	三七
名望	四六
冥慮	七二
モ	
門徒弟子	五
妄念妄執	一八
ニ	
勿體ナキ	三〇
モツヘシ	三六
ヤ	
ヤラン	五
ヤカテ	一五
ユ	
由断	一七
ユメマホロシ	二六
ヨ	
ヨロコビノ多少	七
ヨロコビマシクテ	五二
用捨	七九
ラ	
來迎ニ義	一五

御 文 講 述

來迎ハ何ノ益ソ	一五
リ	
臨終ノ言身心ニ通ス	七二
ル	
流通ノ一念行信ニ通ス	九七
レ	
聊爾	三九
ロ	
路次大道	四六
漏ハ煩惱ノ異名	七三
ワ	
往生ノ業成臨平ニ亘ル	三六
ワスレサル意味	一〇
往生即成佛ノ由	一五九
以上	
往生決定信心決定三家ノ異	一三
往生ノ名義	一五
ワツラヒモナク	三二
横超現當兩益	四六
王法ヲ表トシ	四九
和光同塵	六六



# 御文講述

講師 一乘院 覺壽撰

御 文 講 述

御御文五帖一部八十通は、慧燈大師末世の凡愚の爲に、和語を以て、平易に眞宗の肝要安心の要義を示したまへるところなり。故に何なる者なりとも、聞て信を取り易し、是れ末代ノ明燈ナリ濁世ノ目足ナリと嘆したまふも實に宜なる哉、爾れは出離生死の捷徑を學び、宗義安心の要旨を知らんと欲するの輩之を精究せずんはあるへからず、さて此御文は言文一致にして、別に講述を加ふるを待たずして、其意味を了解せらるゝことなれども、古來自他派に亘り、其註釋をなす者多く、随ふて異解紛々たるを以て、容易に其正不を辨し難し、故に今回講述を作りて、其正義を述へんと欲するに當り、先輩慧

※



空講師の歡喜鈔、慧琳講師の記事珠を標準とし、以下の講義を參酌して、之を研尋せんす、而して其由來緣起、及び文句の解釋等に至りては、多く古來の講義に譲りて略辨し、専ら宗意に關する要義を、縷々之を述へんと欲するところなり。

今將釋此御文五帖略開四門、一者興由、二者大意、三者釋題、四者本文。一者興由とは、此御文は何の爲に之を造りたまふや、謂く總別の二由あるべし。

總して云へは、眞宗一流を再興せんか爲の故に、作りたまへり、其故は、遺德記に、蓮師の遺德を擧て嘆したまふに、三段に分る、中、第一眞宗再興の德を明すに、御文製作の事を出してあり、同左に應永二十七先師六歲季陽下旬第八日ニ、母堂六歲ノ少童ニ對シテ語りタマヒケルハ子カハクハ兒ノ御一代ニ

聖人ノ御一流ヲ再興シタマヘトテ、懇ニ心府ヲ宣タマフ云云、同左先師十五歲ヨリ、ハシメテ眞宗興行ノ志シ頻ニシテ、一宗ノ中絶セルヲ、前代仰セ立ラレサル事ヲ遺恨ニ思召、如何シテカワレ一代ニテヒテ、聖人ノ一流ヲ諸方ニ顯サント、常ニ念願シタマヒ、終ニ再興シタマヘリ、同左寛正初曆ノ比ヨリ、末代ノ劣機ヲ鑒テ、經論章疏師資ノ銘釋ヲ披閱シテ、愚凡速生ノ肝府ヲ撰取シテ、敷通ノ要文ヲツクリタマヘリとあり、御一代記七十然ハ前々住上人ノ御代ニ御文ヲ御作り候テ、雜行ナステ、後生タスケタマヘト一心ニ彌陀ヲダノメトアキラカニシラセラレ候、然ハ御再興ノ上人ニテマシマスモノナリとあり、此等の文より見れば、眞宗一流を再興せんか爲に造りたまふこと云々明かなり。

次に別して云へは、略して二意あり、一には他力の信心を取易から令んか爲



の故に、二には異計邪執を捨て、正義に歸せ令んか爲の故に造りたまへるなり、此二意は、眞宗一流御再興の方法手段なり、是れ即他方の信心を得る者少なく亦異計邪執の雲霧に覆はれて、正意安心の光輝を見ざるは眞宗一流の衰頹する所以なり、故に此二意を以て、御文を造り、眞宗一流を再興したまひしなり。

一には他方の信心を取易から令んか爲の故に、こは、御一代記<sup>三十七</sup> 聖人ノ御流ハタノム一念ノ所肝要ナリ、故ニタノムト云コトヲハ代々アソハシチカレサフラヘトモ、委ク何トタノムト云コトヲシラサリキ、然ハ前々住上人ノ御代ニ、御文ヲ御作り候テ、雜行ナステ、後生タスケタマヘト一心ニ彌陀ヲタノムトアキラカニシラセラレ候ごあり、是は當流に於て肝要とするごころの、一念歸命の他方の信相を明すに、祖師聖人は和讃に、本願他方ヲタノミツ、

ごも、佛智ノ不思議ヲタノムヘシごも、如信上人は歎異鈔に、自力ノコ、ロチヒルカヘシテ、他方ヲタノミタテマツレハ、眞實報土ノ往生ヲトクルナリごも、又モトノコ、ロチヒキカヘテ、本願ヲタノミマイラスルヲコソ廻心トハマウシサフララヘごも、覺如上人は敬白文に、南無阿彌陀佛トタノミ奉ラハカナラス阿彌陀如來ノ御ヒカリニテ、ソノコ、ロサシチオサメトリテチカクステシトチカヒタマヘリ、ワレソノ本願ヲタノムカユヘニ、カノ御チカヒニマカセテ、ステニ三途ノクルシミヲウシロニナシテ、淨土ニムマルヘキ身ニサタマリヌごも、存覺上人は、女人往生聞書に、超世ノ本願ヲタノミごもあり、是くの如く、祖師聖人以來、御代々の善知識、タノムご云ごは仰せられたれごも、何やうにタノムごごなりや、タノムご仰られたタノミ様を知らさりきご云ごごなり、然ハ前々住上人ノ御代ニ、御文ヲ御作り候テ等ごは



正しく蓮師のタノミ様を御知らせなされたことなり、雜行ヲステ、後生タス  
ケタマヘト一心ニ彌陀ヲタノメごは、廢立にして、彌陀のたのみ様なり、是  
れ蓮師の御文の信心の取易き相なり、さて此御一代記の文に對照すへきは、  
遺德記註祖師聖人ヨリ以來一念歸命ノコトハリヲ勸トイヘトモ念持ノ義ヲ教  
ヘス、爰ニ先師上人コノ義ヲ詳ニシテ、無智ノ凡類ヲシテ明ニ難信金剛ノ眞  
信ヲ獲得セシムルコトヲ致ス、實ニ是先師上人ノ恩德ナリごあり、此二文を  
比較すれば、其語異なりといへども、其義一致に歸すること知るへし、念持  
の義ごは憶念執持註云ことにて、後生タスケタマヘトタノム云か、名號を  
念持することにて、他方の信相なり、之に付き、遺德記には、念持ノ義ヲ教  
ヘス云ひ、御一代記には、何トタノメト云コトヲシラサリキごありて、其  
義相違するに似たり如何云に、是は且く能教示の方より云ご、所教示の方

より云ごの別なり。  
問云能教示の人は教へす云ひ、所教示の人は知らさりき云は、蓮師以  
前の御勸にては信心は得難し云に似たり如何。  
答云然らず、斯行信ニ歸命セヨ、眞實明ニ歸命セヨ、彌陀ノ本願信スヘシ、  
佛智ノ不思議ヲタノムヘシ等の御勸めにて、他方の信心を獲得するは勿論な  
れども、今はごさら蓮師の御再興の德を讚嘆したまふ褒美の辭にして、決  
して蓮師の御勸に非されは、信は得難し云ことには非すご知るへし、必ず  
極端に走るごなかれ、是くの如く、他方の信心を取り易から令んか爲に、  
何なる愚癡の衆生まても、耳に入り易きやう、平易なる通俗語を用ひたまへ  
り、故に御一代記註信心安心トイヘハ愚癡ノモノハマタモシラヌナリ、信  
心安心ナトイヘハ別ノ様ニモ思フナリ、タ、凡夫ノ佛ニナルコトヲチシフヘ



シ、後生タスケタマヘト彌陀ヲタノメト云ヘシ、何タル愚癡ノ衆生ナリトモ  
聞テ信ヲトルヘシトありて、漢語の聖教は、字句むつかしくして解了し難き  
か故に、やすらかなる和語にて造りたまへり、御一代記<sup>五</sup>十御文ノコト、聖  
教ハヨミナカヘモアリ、ユ、ロエモユカヌトコロモアリ、御文ハヨミナカヘ  
モアルマシキトオホセラレサフラフ、御慈悲ノキハマリナリ、ユ、ナキ、ナ  
カラ、ユ、ロエノユカヌハ無宿善ノ機ナリとあり、此等の類文繁きを厭ふて  
之を略す。

之に付き、古來の講録には、御文の濫觴、製作の時處、拜讀の權輿等の諸門  
を分ち、委く之を辨してあれども、其中今は唯心得へき要點のみを採摘して  
之を述へ置くへし。

先初に御文の濫觴とは、御文製作の始まりのことにて、是は上に引きたる遺

徳記に、寛正初曆ノ比ヨリ、數通ノ要文ヲツクリタマヘリとあり、此寛正初  
曆ノ比ト云は、歡喜鈔に引くところの金森物語に、蓮如上人寛正二年、始テ  
消息一通ヲ草書シ給ヒテ、道西ニヨミキカシメタマフ、道西忝ク聽聞シテ、  
愚ナル人モ明ニ領解スヘシ、忝キ金言也聖教也ト申上テ、即チ其ヲ頂戴ス、  
時ニ蓮如上人、聖教トイヘハ恐レアリ、又法門アリケ也、消息法語ノ名モ作  
文唱ヘモキ、高シ、タ、在家男女ノ勸化ナレハ、フミト云ヘシとあり、其御  
文とは、帖外御文の初に出たる、當流聖人ノ御勸化ノ信心ノ一途ハ、ツミノ  
輕重ナイハス、マダ妄念妄執ノコ、ロノヤマヌナントイフ機ノアツカヒサ  
シオキテ乃至コレマダ當流ニタツルトコロノ一念發起平生業成トマフスモコ  
ノコ、ロナリとある一通にて、奥書に寛正二年とあり、此御文を、金森には  
御筆始の御文と稱す、本紙は散失せり、今傳持するは、顯如上人の御眞筆に



して御證判ありと云ふ、爾れは蓮師四十七歳、寛正二年を以て、御文製作の最初とするなり。

次に製作の年處とは、五帖一部八十通の御文は、一時一處の製作に非ず、總して云へば、文明三年（五十七歳）より、明應七年（八十四歳）まで二十八年間の御製作なり、別して云へば、第一帖初通より第三帖十通までの四十通は北陸御逗留五年間の御製作、次に第三帖十一通より第四帖四通までの七通は河内國御逗留三年間の御製作、次に第四帖五通より九通までの五通は、山科御在住十九年間の御製作、次に第四帖十通より十五通までの六通は、大坂御在住四年間の御製作なり、是くの如く、年處の審なる御文を前四帖に編集し年處の知れ難き御文を集めて、後の一帖とするなり知るへし。

次に拜讀の權輿とは、諸人の集まりし時、御文を拜讀する起原なり、此御文

を拜讀するところは、既に蓮師の御在世より起るることにて、御一代記百十蓮如上人堺ノ御坊ニ御座ノ時、兼譽御參候、御堂ニナイテ卓ノ上ニ御文ヲカセラレテ、一人二人乃至五人十人參ラレ候人々ニ對シテヨマセラレ候、ソノ夜蓮如上人御物語ノ時仰ラレ候、此間面白キ事ヲ思出テ候、常ニ御文ヲ一人ナリトモ來ラン人ニモヨマセテキカセハ、有縁ノ人ハ信ヲトルヘシ、此間面白キ事ヲ思案シ出タルトクレク仰ラレ候、サテ御文肝要ノ御事ト彌シラレ候トノ事ニ候ご、同百十毎日ノ御文ノ御金言ヲ聽聞サセラレ候コトハ、寶ヲ御預リ候コトニ候ト云云、遺徳記廿六慶聞坊龍玄ニ對シテ何ソ物ヲ讀メト仰ラレケル時、御文ヲ讀奉ルコト出テたり、爾れは蓮師御在世より、既に五帖一部の御文を拜讀すること始まりと見へたり。

次に五帖一部の御文を選集したまへるは實如上人也と云説あり、又實如上人



の御子、徧増院圓如上人なりと云説あり、然るに金森物語に、圓如上人御文八十通ヲ校合シ集メ已リテ即逝去シタマフ選集ノタメノ出世歟ト時ノ人中シキトナンゴあり、此圓如上人は大永元年三十三歳にして入寂したまへり、尙亦越後高田本誓寺に、實如上人集録の御文百十一通あり、其中五十通は今の五帖の中に出る、餘の六十一通は五帖の外なり、其れを合して七帖としてあり、一帖々々の終に實如上人の御名御判あり、是より考れば、實如上人最初に編集したまへりと思ゆる、是は御一代記百三蓮如上人御病中大坂殿ヨリ御上洛ノ時明應八二月八日サンハノ淨賢處ニテ前住上人へ對シ御申サレ候御一流ノ肝要ヲハ御文ニ委クアソハント、メラレ候間今ハ申マキラカス者モアルマシク候此分ヲヨク御心得アリテ御門徒中へモ仰付ラレ候ヘト御遺言ノ由ニ候ごあるか如く、實如上人御遺言を蒙らせられ、御文弘通の爲に、諸

國に散在せる御文百十一通を集め、七帖として、之を圓如上人へ囑托して精密に校合せしめたまふと思ゆる、之に由りて、圓如上人力らを盡して百十一通の中より、省略したまふもあり、又加へたまふもあり、是くの如く或は削り或は補ふて八十通五帖一部ごなされたることなり、爾れは今の五帖は再治校合の本なりと思はるへし。さて此御文を五冊とも五巻とも云はす五帖と稱する例は、支那にては義楚六帖、和朝にては源氏物語六十帖と云か如し。此外江州西念寺立誓、淨林坊休之、東國北國の間に於て八十通を集録す、印刻して帖外御文と稱する是なり次に一帖々々の終に、御代々の善知識御印證をなされて、末寺門徒へ御授與遊はすことは、上に引たる御一代記百三蓮如上人御病中明應八二月十二日サンハノ淨賢處ニテ實如上人へ御遺言の次の文に、然ハ前住上人ノ御安心モ御



文ノユトク又諸國ノ御門徒モ御文ノ如ク信テエラレヨトノ支證ノタメニ御判  
ヲナサレ候事云云あり、是より見れば、御文に御印證をなされたる最初  
は實如上人にして、實如上人の御安心も御文の如く、諸國の門葉も御文の如  
く、信を得られよ、必ず相違はなきほごに、證據の爲に印證なされたり、  
其れより御代々の善知識之を承け傳へて、印證をなされて授與したまふこと  
なり。

次に五帖の御文開板の最初は證如上人の御代と見え、世間にたま／＼證如上  
人御印證の御文を傳持すに申こごなり、以上略して心得置へき要點を記せり  
委しくは古來の講義録に就て研尋すへし。

二には異計邪執を捨て、正義に歸せ令んか爲の故に、御文第二帖通十一夫  
當流親鸞聖人の勸化ノヲモムキ近年諸國ニナヒテ種々不同ナリとあり、又第

三帖通十二抑イニシへ近年ユノユロノアヒタニ諸國在々所々ニナヒテ隨分佛法  
者ト號シテ法門ヲ讚嘆シ勸化ヲイタストモカラノナカニナヒテサラニ眞實ニ  
ワカユ、口當流ノ正義ニモトツカストオホユルナリとあれば、蓮師の御時代  
は、吾祖御入滅の弘長二歳より、蓮師御誕生の應永二十二年までは、一百五  
十餘年の星霜をへて、諸國門葉の中に於て、種々の異計邪執勃起し、法燈を  
昧まさんとする時運なり、其異計邪執種々ありといへごも、大途四類あり、  
一に無信稱名、二に十劫異計、三に知識歸命、四に不拜秘事なり、此外、一  
益法門、施物頼の異計あり。

一に無信稱名とは、亦是は口稱募とも名く、是は鎮西の流義の濫入したるもの  
なり、其趣きは第三帖通十三サレハ世間ニ沙汰スルトユロノ念佛トイフハタ、ク  
ナニタニモ南無阿彌陀佛トナフレハタスカルヤウニミナ人ノオモヘリソレ



ハオホツカナキコトナリサリナカラ浄土一家ニテヒテサヤウニ沙汰スルカタ  
 モアリ是非スヘカラス、同三註マツ世間ニイマ流布シテムチトス、ムルトコ  
 ロノ念佛トマウスハタ、ナニノ分別モナク南無阿彌陀佛トハカリトナフレハ  
 ミナダスカルヘキヤウニオモヘリツレハオホキニオホツカナキコトナリ、  
 此等の文より見れば、浄土一家ニテヒテサヤウニ沙汰スルカタモアリと云て  
 無信の稱名を簡ひたまへは、鎮西の流義の濫入したること明かなり、是は蓮  
 師の時運は、鎮西流盛りにして、了譽、西譽の二人現れ、了譽は應永二十七  
 年の入滅にして、蓮師六歳の時なり、西譽は永享十一年の入滅にして、蓮師  
 二十五歳の時なり、此二人徳高く鎮西一流を振起せり、其所立は、心存助給  
 口稱南無と、初發心より臨終まで心に助給へと思ひ、口に南無阿彌陀佛と稱  
 ふるを、往生の業と募る、此流義當流へ流れ込み、無信の稱名に陥りたり、

爰に於て蓮師力らを盡し、一念歸命の信心を勧め、平生業成の義を談し、信  
 後の稱名を佛恩報謝と教へて、無信の稱名の異計を摧破して、眞宗一流を顯  
 揚したまひしなり、委くは文に就て其趣きを了知すへし。  
 二に十劫異計とは、亦是十劫秘事とも名く、然るに是は秘事とは見へ難し、  
 秘事と云は秘密に傳ふる義にて、不拜秘事と云か如し、是は不拜秘事の根本  
 さはなれども、直に之を秘事とは云へからず、西山の流義の濫入したるもの  
 なり、其趣きは第一帖註抑ナカヨロハコノ方念佛者ノナカニテヒテ不思議  
 ノ名言ヲツカヒテコレヨソ信心ヲエタルスカタヨトイヒテシカモワレハ當流  
 ツ信心ヲヨクシリカホノ體ニ心中ニユ、ロエチキタリソノコトハニイハク十  
 劫正覺ノハシメヨリワレラカ往生ヲサタメタマヘル彌陀ノ御恩ヲワスレヌカ  
 信心ソトイヘリコレオホキナルアヤマリナリ、第二帖註三ソノス、ムルコト



ハニイハク十劫正覺ノハシメヨリ我等カ往生ヲ彌陀如來ノサダメマシノク  
 マヘルコトヲワスレヌカスナハナ信心ノスカタナリトイヘリ、第三帖ハコノ  
 ヌヘニ其信心ノ相違シタル詞ニイハク夫彌陀如來ハステニ十劫正覺ノ初ヨリ  
 我等カ往生ヲサダメマヘル事ナイマニワスレヌウタカハサルカスナハナ信  
 心ナリトハカリユ、ロエテ彌陀ニ歸シテ信心決定セシメタル分ナクハ報土  
 往生スヘカラスサレハツハサマナルヲロキユ、ロエナリ、此等の文より見れ  
 は、西山の流義の濫入したること明かなり、彼家の所立は、彌陀の正覺と衆  
 生の往生とを同時とし、十劫の昔、正覺と往生と一體に成就するか、機法一  
 體の南無阿彌陀佛なり、今其正覺と往生と一體に成就せし謂を聞開くとき、  
 十劫の昔に立還るのみにして、今新たに彌陀に歸するには及はず、唯十劫の  
 昔往生成就せしことを疑はざるを信心と云ひ、安心と云なり、此流義亦蓮師

の御時代に盛りにて當流門下に於て彼流義に混同せし者多かりしと見ゆ、  
 故に蓮師これを破斥して、彌陀に歸する一念歸命の信心を勧めたまひしなり  
 三に知識歸命、是も西山の流義の濫入したるものと見ゆる、其故は第二帖  
 十劫安心を破斥して、其次に又アルヒトノコトハニイハクタトヒ彌陀ニ歸命  
 ストイフトモ善知識ヲクハイタツラコトナリコノユヘニワレヲニテヒテハ善  
 知識ハカリヲタノムヘシト云云とあり、此文にタトヒ彌陀ニ歸命ストイフト  
 モとあれば、彌陀に歸するに似たれども、其實は善知識はかりを本として彌  
 陀を捨るご見ゆ、故に同御文次下の言に歸スルトコロノ彌陀ヲステ、タ、善  
 知識ハカリヲ本トスベキコトオホキナルアマリナリトコ、ロウヘキモノナリ  
 と誠めてあり、帖外ニ註三此上ニハ知識歸命ナント云事モ更ニ以テアルヘカ  
 シスナガエ申參河ノ國ヨリ手作リニ云ヒ出シタル事ナリ相構々々ユレラノ儀



ヲ信用スヘカラサルモノナリ。然るに覺師の御時代既に此れと類似せる異執ありたること、見へたり。改邪鈔末、本願寺ノ聖人ノ御門弟ト號スルヒトノナカニ知識ヲアカムルヲモテ彌陀如來ニ擬シ知識所居ノ當體ヲモテ別願眞實ノ報土トストイフイハレナキ事ヲ標して、之を廣く破付したまふ言の中に、此土ヲモテ淨土ト稱シ凡形ノ知識ヲモテカタシケナク三十二相ノ佛體トサタムランコト淨土ノ一門ニオイテハカ、ル所談アルヘシトモオホヘス下根愚鈍ノ短慮オホヨス迷惑スルトコロナリ。同末、ホノカニキクカクノコトクノ所談ノ言語ヲマシフルヲ夜中ノ法門ト號スト云云、とあり、此等の心得誤りも、蓮師の時代に蔓りたりと見へて、善知識の功能は彌陀に歸命せよと教ふるを要す。彌陀に歸せしめて、善知識はかりを本とするは大なる誤なりと誠めて、正義に歸せしめたまへり。

四に不拜秘事とは是も西山の流義より轉計して起りたるものと見ゆる。其趣きは、第二帖註夫越前ノ國ニヒロマルトコロノ秘事法門トイヘルコトハサラニ佛法ニテハナシアサマシキ外道ノ法ナリコレヲ信スルモノハナカク無間地獄ニシツムヘキ業ニテイタツラコトナリ、第三帖註コノホカニワツラハシキ秘事トイヒテホトケヲモオカマヌモノハイタツラモノナリトオモフヘシニあり、是は越前國足羽郡大町村の如道の主張する異義にして、反古裏註に委しく出る、モト如道ハ、覺如上人御在國中御勸化ヲ受ラレシ法徒ナレトモ御上洛ノ後、如道新義ヲ立テ、秘事法門ト云事ヲ骨張セシカハ、御門徒ノ面々カタク糺明チナシ、改悔アリシカトモ猶ヤマスシテ諸人迷亂アリシカハ、申アケラレ御門徒チハナサレ畢ヌ、然トモ邪義ヲツノル、又横越ノ道性、鯖屋ノ如覺、中野坊主、此旨ヲツタヘ今ニ餘殘アリテ、三門徒オカマスノ衆ト



號スル者ナリ、然トモ蓮如吉崎御在津ノ時ヨリ心中ヲアラタメ本寺へ歸參セシムコアリ、蓋シ三門徒と稱する所以は、往古派祖如道あり、弟子に如覺道性あり、此師弟三人鼎足の勢をなし、弘通せしを以て三門徒衆と稱せしなり。今の三門徒派の本山、越前國中野專照寺是なり、其不拜秘事の所立は、眞言の立川の邪義に類似するところにて、立川の所立は、龍樹の菩提心論に、父母所生身速證大覺位とある文に據り、凡夫の肉身即佛の邪義を立るに至る、今如道の立る邪義も、凡身即佛と立て、恣に造惡を許す、然るに佛を拜ますといへはとて、一向拜まさるに非ず、我身即佛と執する故、合掌の指さきを我胸に向け、胸中の佛を拜むのみ、其れを秘事として、顯露に人に傳へず其門に入る者のみに傳へ、自ら秘事と云ふ、我身即佛と云邪見に住して、親の法事に魚肉を食す、其事は堅田日記に、越前ノ國ノ秘事ノ衆三門徒ハ親ノ

佛事ニ魚ヲクヒ佛ヲモオカマスアラヌトナシイダスナリとあり、是くの如く、佛を拜まず造惡を許すか故に、サヲニ佛法ニテハナシアサマシキ外道ノ法ナリコレヲ信スルモノハナカク無間地獄ニシツムヘキ業ニタイダツラコトナリと嚴しく誡めたまふ、此等の邪義を破斥して、一流相傳の他力安心の正義に歸せしめんか爲に御文を造りたまへり、上來四類の異計辨し已る。然るに之を開けは、一益法門と施物頼の異執あり、一益法門とは、正定滅度彼此二土の益なることを分たす、此土にて滅度の證を開きたりと執する異執にて、第一帖には、正定滅定二益の正義を明したまふのみなれども、帖外二帖には、ソノ方ニミナク申サレ候ナルハ、信心ヲウルトキ、ハヤホトケニナリ、サトリヲヒラキタルヨシウケタマハリ候、言語道斷クセ事ニテ候ソレハアサマシクコソサフヲへ、聖人ノ御一流ニハ、定聚滅度トタテマシ



〱テ、雜行ヲステ、一心ニ彌陀ニ歸シタテマツルトキ、攝取不捨ノ利益ニ  
 アツカリ正定聚シクヲ井ニサタメタマフ、コレヲ平生業成トナツク、サテ今  
 生ノ縁ツキテイノチオハラントキ、サトリヲヒラクヘキモノナリと破斥して  
 あり、さて此の一益法門は、既に如信上人の御時代に起ると見へて、歎異鈔  
二十煩惱具足ノ身ヲモテステニサトリヲヒラクトイフコトコノ條モテノホカ  
 ノコトと標して、嚴しく之を破してあり、而して此一益法門は十劫安心より  
 轉出したるものと見ゆる、上に辨する如く、西山の所立、十劫正覺の昔既に  
 往生し已ると云ふ故、これを深く執すれば、十劫の昔成佛せりと立る一益法  
 門となるなり、次に施物頼は第一帖一コレニツイテナカコロハコノ方ノ  
 念佛者ノ坊主達佛法ノ次第モテノホカ相違ス、ソノユヘハ門徒ノカタヨリモ  
 〱ヲトルヲヨキ弟子トイヒ、コレヲ信心ノヒト、イヘリコレオホキナルアヤ

マリナリ等とあり、帖外二名ヲハ當流ニカケテタ、門徒トイヘルハカリヲ  
 モテ肝要トオモヒテ信心ノトナリヲハ手カケモセスシテタ、ス、メトイフテ  
 錢貨ヲツナクテモテ一宗ノ本意トオモヒコレヲモテ往生淨土ノタメトハカリ  
 オモヘリコレオホキニアヤマリナリと破してあり、さて此施物頼も既に如信  
 上人の時にありしと見へて、歎異鈔三十佛法ノ方ニ施入物ノ多少ニシタカヒ  
 テ大小佛ニナルヘシトイフコトコノ條不可説ナリ云云と云て、嚴しく破して  
 あり、而して此施物頼は口稱募の一類より起れりと見ゆる、其故は帖外一  
通六大同小異にて、俗人と坊主の間答あり、其坊主の答に、タ、手ツキノ坊  
 主へ禮儀ヲモ申シ又弟子ノ方ヨリ志ヲモイダシ候テ念佛タニモ申候へハ肝要  
 トコ、ロエタルマテニテコソ候ト俗人ノ言ニ坊主様ノ信心ノ人ト御沙汰ノ候  
 ハタ、弟子ノカタヨリ細々ニ音信ヲモ申シ又ナニヤランヲモマイラセ候ヲ信



心ノ人ド仰セラレ候コレハ大ナル相違トッ存候ごあり、是れ朝夕念佛を申し坊主に物をまいらせは、たすかるやうに思ふ、口稱募の一類の執するごころなり、爾れは此施物頼は無信の稱名より轉出せりごみへたり、上來畧して異計邪執を捨て、正義に歸せ令んか爲の故に造りたまふ趣き辨し已れり。

二者大意ごは、此御文八十通五帖一部、始終に明すごころの所詮の義理を該括すれば、他力信心、平生業成、報恩稱名の要義を明すを以て大意ごす、而も極めて至要を云へは、唯他力の信心を明すにあり、今略して此義を辨せは此他力信心、平生業成、報恩稱名の要義、其濫觴は第十八願成就の經文より出て、龍樹大士の易行品の、人能念是佛無量力功德即時入必定是故我常念の論文に承て、之を吾祖の正信偈に、憶念彌陀佛本願自然即時入必定唯能常稱如來號應報大悲弘誓恩ご示したまひ、此文第三帖通八に引きてあり、

此正信偈の文、第一句は他力信心なり、第二句は平生業成なり、後の二句は報恩稱名なり、其義知るへし。

先他力信心ごは、願成就の聞其名號信心歡喜の文より出て、其義を詳なら令るものは、善導大師の六字釋なり、之に由りて、八十通の中、願成就の文を六箇所、六字釋の文を八箇所御引用、これは願成就に、聞其名號ごある名號の謂を明かに示したまふは六字釋なり、故に成就の文を六字釋に移して、他力信心の趣きを委く知るへしごの思召なり、もご信心の體は名號にして、名號の謂を聞くより起る信心なれば、名號の法、全く行者の信心ごなる、天上の月全く水中の月影ご現はるゝか如し、他力の信心ご云ふごご明かなり。

問云西鎮等の他流には、十八願の三信も願成就の信心も其體凡夫有漏の心所ご定めて、(至心は行捨の心所を體ごし、信樂は信の心所ご勝解の心所ごを體



こし、欲生は欲の心所を體こす、自力の信心こし、或は三信非本願の義を立  
 るあり、然るに今家には他力廻向の信心と談するは何なる理由ありや 答云  
 此他力信心の義を詳にするに略して三由あり、一に本願他方に由るか故に、  
 二に光明他方に由るか故に、三に二尊の大悲に由るか故に、眞實の信心を發  
 得するなり、一に本願他方に由るか故にこは、彌陀願力の廻向に由りて信心  
 を獲得するなり、信卷に本願力廻向大信心海故不可破壞あり、何なる時に  
 之を獲得するや云に、略本の終に、常没凡夫人緣願力廻向聞眞實功  
 徳獲無上信心こあり、聞其名號の一念に、願力廻向の信心を獲得するなり  
 二門偈の終に、由佛願力獲得信と云ひ、和讃に信ハ願ヨリ生スレハトイヒ  
 彌陀智願ノ廻向ノ信樂マコトニウルヒトハこあり、第三帖通十一サレハ彌陀願  
 力ノ信心ヲ獲得セシメタラシ人ノウヘニサヒテコソこもあり、これらの文よ

り見れば、彌陀の本願他方より廻向したまへる信心なること明かなり。  
 二に光明他方に由るか故にこは、彌陀の遍照の光明に照育せられて、信心を  
 は獲得するなり、略本に乃由如來加威力故博因大悲廣慧力故獲清淨  
 眞實信心こあり、如來の加威力こは光明にして、智慧の相なり、大悲廣慧  
 力こは智慧にして光明の體なり、此智慧より放ちたまへる光明の恵みにより  
 宿善開發して、信心を發起するなり、之を口傳鈔上七十方世界ヲ照曜スル無  
 碍光遍照ノ明朗ナルニテラサレテ、無明沈没ノ煩惑漸々ニトラケテ、涅槃ノ  
 眞因タル信心ノ根芽ワツカニキサストキ乃至、シカレハ往生ノ信心ノサタマ  
 ルコトハワレラカ智分ニアラス光明ノ緣ニモヨホシソタテラレテ名號信知ノ  
 報土ノ因ヲウトシルヘシコレナ他方トイフナリこあり、執持鈔七大に同し、  
 第二帖通十三コノ光明ノ緣ニモヨホサレテ宿善ノ機アリテ他方ノ信心トイフコ



下法ハイマステニエタリコレシカシナカラ彌陀如來ノ御方ヨリサツケマシマシタル信心トハヤカテアラハニシラレタリとあり、第五帖通十二全く同じ、これらの文より見れば、彌陀の光明他力より授けたまへる信心なること明かなり、以上の二義は、且く因方に約すること、果方に約することの差別にして、其體別あるに非ず、因位より云へは願力廻向の信心なり、果位より云へは光明他力より授けらるゝ信心なり、此因果二力は、大經に威神力本願力とあり、之を東方偈には其佛本願力と説けり、其佛本願力とは、其佛力其本願力と云ここにて、其佛力とは果上の光明他力なり、其本願力とは、因位の本願他力なり、其義何を以て知るやと云に、一論に觀佛本願力とあるを、論註下本法藏菩薩ノ四十八願ト今日阿彌陀如來ノ自在神力との二方に開きたまふにて知るへし。

三に二尊の大悲に由るか故にとは、彌陀釋迦二尊の發遣招喚の慈悲に由りて、眞實の信心を獲得するなり、略本の終に、緣ニ尊大悲獲一心佛因とあり、是はもと般舟讚より出ることにて、和讚に釋迦彌陀ハ慈悲ノ父母種々ニ善巧方便シラレラカ無上ノ信心ヲ發起セシメタマヒケリとあり、此種々ニ善巧方便シとは、彌陀は、久遠劫來影と形との如く衆生を憐れみ、五劫に思惟し永劫に修行して、十劫正覺の彌陀となりたまひ、釋迦は、梵網經下經、吾今來此世界八千遍とありて、此娑婆の衆生を救はんか爲に、往來八千遍したまへり、此二尊の善巧方便の慈悲に由りて、我等此度無上の信心を獲得することなり、之を信卷に、獲得信樂發起自如來選擇願心開闡眞心顯彰從大聖矜哀善巧とあり、爾れは二尊の大悲に由りて眞實の信心を發起すること云こと明かなり、以上略して他方信心の義を辨し已る。



次に平生業成とは是も願成就の經意より出る、他流に於ては臨終業成を談すといへども、當流に於ては平生業成の義を立る、其平生業成の義意は、吾祖にありといへども、其名目は改邪鈔本<sup>紙</sup>、眞要鈔本<sup>紙</sup>、六要二<sup>紙</sup>、同四<sup>十五</sup>に出る、之を第一帖<sup>紙</sup>に相承したまへり、平生業成とは、平生の時往生の業事成辦することなり。

問云平生業成の義は願成就より出るは如何、答云平生の時、聞名信喜の一念に、臨終を待たず即得往生の利益あり、即得往生とは、信の一念ニ往生の定まることなり、之を易行品に、人能念是佛無量力功德即時入必定<sup>三</sup>あり之に由りて眞要鈔本<sup>紙</sup>、即得トイフハスナハナウトナリ乃至ウルトイフハサマタルコ、ロナリとあり、是は易行品に、願成就の即得往生を即時入必定<sup>三</sup>と釋したまへり、故に行卷御自釋<sup>紙</sup>、經言即得釋云必定<sup>三</sup>あり、これ願成

就の即得<sup>三</sup>、易行品の必定<sup>三</sup>とは同義なりと云御指南なり、此易行品の即時の言に付き、智論三十四<sup>二</sup>、同時即異時即を分つ、他流には、此易行品の即時を異時即とすれども、今家には易行品の若人疾欲の文<sup>三</sup>、菩薩欲於此身の文<sup>三</sup>を會合して、同時即と定むるなり。

問云平生業成の義意は吾祖より出てたりは如何、答云證卷<sup>紙</sup>に、獲往相廻向心行即時入大乘正定聚之數<sup>三</sup>、和讃に一念慶喜スルヒトハ往生カナラ<sup>紙</sup>スサママリヌト、末燈鈔<sup>紙</sup>、信心ノサタマルトキ往生マタサタマルナリとあり、之を覺師相承して、改邪鈔本<sup>紙</sup>、モシ即得往生住不退轉等ノ經文ヲモテ平生業成ノ他力ノ心行獲得ノ時尅<sup>三</sup>チキ、タカヘテ等<sup>三</sup>、執持鈔<sup>紙</sup>ニシカレハ平生ノ一念ニヨリテ往生ノ得否ハサタマルモノナリとのたまふ、此平生業成の宗義を明かにしたまふに付き、口傳鈔中<sup>紙</sup>、體失不體失の往生事と云一章あり



り、黒谷上人御在世のとき、吾祖と西山の善惠房と諍論したまへることあり  
吾祖は穢體亡失せずして往生するの義を立て、善惠は穢體亡失して往生する  
の義を立てられたり、然るに黒谷上人、體失往生は諸行往生なり、不體失往  
生は念佛往生なりと證判したまへり、披き見るへし。

問云他流には往生の業成は臨終來迎のときにありと立る、然るに今家にあり  
ては平生業成と談するは如何、答云最要鈔綱、性相ノサタムルトコロノ惡業  
ヲ平生ノトキ造作スル時分ニ三惡必墮ノ業因最後終焉ニ先達テ治定スルニア  
ラスヤ、造惡ニツキテ生處臨終ニアラストイヘトモ治定スル義必然ナラハ、  
善惡ハ相對ノ法ナレハ、善業モマダアヒカハルヘカラス、コレニヨリテ往生  
ノ心行ヲ獲得スルニ、終焉ニサキダテ即得往生ノ義アルヘシとあり、此意  
は性相の判釋によるに、善惡の二業ともに平生のとき當果を招くこと治定す、

平生のとき十惡業を造作する時分に、三惡の業因成辨す、十善業をなせは人  
天等の業因成辨するなり、此性相ノサタムルトコロは、俱舍唯識にて談す  
るところの無表色是れなり、平生のとき、善業をなせは善の無表を發得し、  
惡業をなせは惡の無表を發得するなり、これ業道成辨の相なり、執持鈔ニ殺  
生罪ヲ造ルトキ地獄ノ定業ヲ結フ乃至本願ヲ信シ名號ヲトナフレハソノ時分  
ニアタリ必ス往生サタマルナリとしるへしと、是れ惡業を擧て、平生のとき  
往生治定の例としたまへり。

問云吾祖以下の御釋にありては、平生業成の義明かなり、然るに元祖の上に  
於て、平生業成の義ありや如何、答云漢語燈七凡平生時已成往生行業  
とあり、同十平常正念之時稱名積功設雖臨終不稱佛名決定往生とあり。



問云平生業成といは、臨終に始めて遇善聞法の人、往生を得ること能はさるや、答云然らず、平生業成と云は、他流の臨終業成に對する言なり、凡そ衆生の機根の不同によりて、宿善開發の時分に遲速あり、故に臨終平生を簡はず、宿善開發して信心定まるべき往生定まるなり、黒谷傳五細往生ノ業成就ハ臨終平生ニ亘ルヘシ本願ノ文簡別セサルカユヘナリと、是れ元祖の御言なり、改邪鈔本三、宿善開發ノ機トシテ、他力往生ノ師説領納スレハ、平生タイハス臨終ヲ論セス定聚ノ位ニ住シ滅度ニイタルヘキ條經釋分明ナリと、眞要鈔本八、タ、シ平生業成トイフハ平生ニ佛法ニアフ機ニトリテノコトナリ、臨終ニ法ニアハ、ソノ機ハ臨終ニ往生スヘシ、平生タイハス臨終タイハス、タ、信心ヲウルトキ往生スナハササタマルナリとあり、以上略して平生業成の義を辨し已る。

次に報恩稱名とは、當流に於て、一念の信心を獲得して、往生治定の後は、報恩の行業を怠るへからずと教ふ、其報恩の行業は、廣く云へは、改邪鈔本二ニ他力ノ安心ヨリモヨホサレテ佛恩報謝ノ起行作業ハセラルヘキニヨリテトアルカ如ク、五念門ノ行、及ヒ四修ノ法アリトイヘトモ、其要ヲ取リテ云へハ、稱名ノ一行ニアリ、サテ此報恩の爲に稱名念佛すへしといへること、其本據は願成就の經意より出て、之を上につきたる易行品に人能念是佛乃至是故我常念このたまひ、之を正信偈に、憶念彌陀佛本願乃至應報大悲弘誓恩と、口傳鈔下二平生ノトキ一念往生治定ノウヘノ佛恩報謝ノ多念ノ稱名トナラフトヨロ文證道理顯然ナリと示したまへり。

問云報恩稱名の所依相承は聞へたり其義相如何、答云、今家に於て報謝の稱名を勤むることは、平生業成の宗義より起る、其故は平生のとき歸命の一念



に往生の定まりし身の上なれば、稱名を以て往生の因と募る理あらんや、偏に報恩の爲と心得て稱ふべきなり、然るに報恩の稱名と云は、其行體は因願の乃至十念より出れども、乃至十念は報恩の行を誓ひ玉ふには非ず、若不生者の果に對する往生の業因を誓ひ玉へり、故に所稱の行體は正定業の念佛なれども、能稱の意許に約すれば報恩の稱名なり第一帖<sup>四</sup>、一念ノ信心發得已後念佛ヲハ自身往生ノ業トハ思フヘカラスタ、ヒトヘニ佛恩報謝ノタメトコ、ロエラルヘキモノナリ同<sup>三</sup>コノウヘニハナニトコ、ロエテ念佛マウスヘキツナレハ、往生ハイマノ信力ニヨリテ御タスケアリツルカタシケナキ御恩報謝ノタメニワカイノチアランカキリハ報謝ノタメトオモヒテ念佛マウスヘキナリと、是れ何れも能稱の意許に約して、報恩の稱名を勧めたまへり、若人ありて、因願の乃至十念は報恩の行なりやと問は、然らずと答ふへし、若

報恩の行になるやと問は、然りと答ふへし、爰を以て、報恩の義意は願成就より出て、龍樹の易行品に相承せり、これ聞名信喜の一念に、即得往生の大益を得たる身の上なれば、唯廣大の恩徳を謝せんか爲に、常に名號を稱するのみなり、然るに易行品の上には、報恩の稱名の義は顯はれてあれども未だ報恩の名目、報恩の義相知れ難し、然るに智論十<sup>十</sup>、孝子の父母に歸するの喩あり、同七<sup>七</sup>大臣の、王の恩寵を蒙りて、常に其主を念するの喩あり、論註上<sup>三</sup>、此二文を合して引き、知恩報徳を明したまへり、此智論の文は、信卷に御引用あり、爾れは今家には易行品の文と、智論二ヶ處の文と會合して、佛報報謝の義を成立したまふこと知るへし。

問云、初祖龍樹は明かに報恩の義を示したまへり、然るに善導元祖は、一心專念彌陀名號乃至念々不捨者是名正定之業、願<sup>三</sup>彼佛願故と、念々不捨者



の念佛を正定業と云て、報恩の義を示したまはさるは如何、答云、善導何ぞ龍樹の論判に違すへきや、但し念々不捨者とは、佛の本願の相を明す、彌陀の本願に、稱ふる者を助けふとは、正定業の念佛にして、報恩の行を誓ひたまふには非ず、然れども善導大師報恩の義を遮するには非ず、既に禮讚の十三失の中には、不相續念報彼佛恩故とあり、是れ佛恩報謝の心なきは雜修の失なりと判したまへり、爾れは專修の人は報謝の念佛を稱ふへきこと道理必然なり、又禮讚に、自信教人信難中轉更難大悲傳普化眞成報佛恩とあり、又元祖の上に於て、報恩の義を示したまふこと處々に出てたり、和語燈三二二今善緣ニアフテ彌陀ノ慈父ヲ聞テマサニ佛恩ヲ念シテ報盡ヲ期トシテツ子ニ思フヘント云ヒ同四十天ニ仰キ地ニ伏シテモヨロコフヘシ今度彌陀ノ本願ニアヘルユトチ行住坐臥ニモ報スヘシカノ佛ノ恩徳ヲミあり、黒谷傳六

三十、平の基親の間に聖人ノ御坊七萬遍ノ念佛ヲトナヘマシマス基親御弟子ノ一分ナリヨリテ數多クトナヘント存ス佛恩ヲ報スルナリト、折紙に記して呈したるに、元祖の御答に、一分モ愚意ノ所存ニ違ハス候、フカク隨喜シ奉リ候と云云、爾れは、善導元祖の上にも、報恩の義あること明かなり、之に付き口傳鈔下紙、信ノツヘノ稱名ノコト云一章ありて、覺信房の因縁を擧てあり、披き見るへし。

問云、佛恩報謝と云に付き、佛恩の體如何、答云、遠く云へは、彌陀の五劫思惟の苦勞、永劫修行の堪忍、皆是凡夫出要の爲なれば、一として恩徳に非ざるはなし、第三帖通、彌陀如來ノ五劫兆載永劫ノ御苦勞ヲ案スルニモワレラチヤスクタスケタマフコトノアリカタサタフトサチオモヘハナカクマウスモオロカナリとあり、又近く云へは、一念發起の時往生を治定せしめたま



ふ恩徳なり、正信偈に、憶念彌陀佛本願乃至應大悲弘誓恩と、信の一念に即入必定の益を得るか故に、報恩の稱名を勧めたまへり、口傳鈔下紙、憶念彌陀佛本願の文を引き、之を釋成して、平生ニ善知識ノ教ヲウケテ信心開發スルキサミ、正定聚ノクラ井ニ住ストタノミナン機ハ、フタ、口臨終ノ時分ニ往益ヲマツヘキニアラス、ソノノチノ稱名ハ佛恩報謝ノ他力催促ノ大行タルヘキ條文ニアリテ顯然ナリト、同二、平生ノトキ一念往生治定ノウヘノ佛恩報謝ノ多念ノ稱名トナラフトユロ文證道理顯然ナリとあり、第二帖通、之を相承したまふ、又同通、ソノウヘノ稱名念佛ハ如來ワカ往生ヲサダメタマヒシ御恩報盡ノ念佛トユ、ロウヘキナリとあり。

問云報恩とは佛恩を報謝し、或は佛恩を報盡することなり、此報謝の言は、銘文末四に引きたまへる聖覺法印の言に出たり、又報盡の言は、選擇集末紙三

に引きたまへる慈恩の西方要決に、當念佛恩報盡爲期心恒係念とあり、此報盡の言如何か解すへきや、答云、之を釋するに二義あり、一に佛名を稱すれば、佛恩を報し盡す義なり、其故は、此名號は佛の本願の行なるか故に、之を稱すれば、佛恩を報し盡すになる、和語燈の序に載せたる聖德太子の御消息に、名號稱揚七日已、斯此爲報廣大恩、仰願、本師彌陀尊、助我濟度常護念、之を善光寺如來に奉りたまふ、如來の御返事に、一念稱揚無恩留、何況七日大功德、我待衆生心無間、汝能濟度、豈不護このたまへり、其義知るへし、二に果體の盡るまで稱ふる、此報盡は報命の義なり、禮讚に畢命爲期とあり、和語燈三、當ニ佛恩ヲ念シテ報盡ヲ期トシテ常ニ思フヘシ心ニ相續シテ餘業ヲマシヘサレとあり、爾れは報盡の言には上の二義ありと心得へし、以上略して報恩稱名の義



辨し己る、前來述るところの他力信心、平生業成、報恩稱名の要義を明すを以て御文の大意とするなり。

問云、御文五帖一部に亘り、上の三義を明したまふ相云何、答云一通々々に其名目なしといへども、其義意は八十通に遍滿せり、今略して其義を明さは先第一帖通初には、初に問答に寄せて、大坊主分の心得誤りを誡め、正しく一流の安心を明したまふは、古歌を引て示す一段なり、即ち正雜ノ分別チキ、ワケ一向一心ニナリテ信心決定ノウヘニシは、他力信心なり、此信心決定のところに、自ら平生業成の義あり、其義何を以て知るやと云に、末燈鈔紙初、信心ノサタマルトキ往生マタサタマルナリとありて、信心決定の同時に、往生亦決定するなり、故に信心決定の外に、往生決定なし往生決定即ち平生業成なり、自問自答の御文に、信心決定スルスカタ即チ平生業成ト不來迎ト正

定聚トノ道理ニテサフヲフヨシ分明ニ聽聞ツカマツリサフヲヒチハリヌとあるにて知るへし、次に佛恩報盡ノタメニ念佛マウスコ、ロハオホキニ各別ナリシは、報恩稱名なること明かなり、同紙三には、一念歸命ノ他力ノ信心といひ、平生業成ノ義ナリといひ、ユノウヘニハタトヒ行住坐臥ニ稱名ストモ彌陀如來ノ御恩ヲ報シマウス念佛ナリとおもふへきなりとあり、乃至第五帖紙二、抑當流勸化ノチモムキチクハシクシリテ極樂ニ往生セントオモハンヒトハマツ他力ノ信心トイフコトヲ存知スヘキナリと標して、他力信心の相を委しく明し、次にカナラス彌陀如來ノ攝取ノ光明ヲハナチテソノ身ノ娑婆ニアランホトハユノ光明ノナカニオサタチキマシマスナリコレスナハチワレラカ往生ノサタマリタルスカタナリと、平生業成の相を示し、次にコノアリカタサノ彌陀ノ御恩ヲハイカ、シテ報シタテマツルヘキソナレハタ、チテモオキ



テモ南無阿彌陀佛トトナヘテカノ彌陀如來ノ佛恩ヲ報スヘキナリト、報恩稱名の相を示し玉へり、爾れは五帖一部八十通の御文は、他力信心、平生業成報恩稱名の要義を明すを以て大意とす云こと了々分明なり、尙極めて至要を云へは、他力信心を明すにありとは、他力信心は報土往生の正因なり、平生業成は其信心の利益なれば、他力信心の中に平生業成の利益は攝まるなり、故に祖師聖人御相傳一流ノ肝要ハ唯此信心トツニカキレリと示したまふ、而して報恩稱名は、一念發起、平生業成の安心より流出するものなれば、他力の信心に攝まること勿論なり、故に當流には信心を以て最要とするところなり。

三者釋題とは、五帖一部八十通を、御文と稱することは、蓮如上人自ら名けたまふところにて、上の御文の濫觴の下にて、金森物語を引きたるか如く、

道西に對して在家男女の勸化なればふみと云へしと仰られたるより起る名目なり、ふみとは、漢字にては、文の字なり、この文の字をふみと訓するは、記事珠附言に、四義を擧る、一に蒼鳩、鳥の踏たる迹を見て文字を造る故にふみと云、二にふみは、ふくみの略語なり、文字に義理を含むか故にふみと云、三にふるきをみるの略語なり、千萬世の古への事も令みる故にふみと云、四に文は無分切、分の音より轉して、ふみと和訓す、蟬をせみ、伊丹をいたみ、印南郡をいなみと讀むか如し、四義を取捨するは人情に任すのみとあり、何れも道理あることなり、是は世間通常日用の消息をふみと名くるに准してふみと云へしと定めたまへり、故に御法語とも云はず、御消息とも云はず、御文と稱するか古實を守ると云ものなり、決して他の名稱を用ひること勿れ、又御の字を添ゆるは、尊崇の辭なること知るへし。



第一帖 初 通

或人イハク當流ノユ、ロハ門徒ヲハカナラスワカ弟子トユ、ロエナクヘク候ヤラ  
ン如來聖人ノ御弟子トマウスヘク候ヤランソノ分別ヲ存知セス候。

此一通大分二、初本文二、初對或問示正義二、初發問二、初問弟子義、  
此一通を古來或人云の御文と稱す、八十通の御文中、前四帖は年月の順序  
により編集するところなれば、生起次第のあるべき理はなけれども、此或人  
イハクの御文を最初に置きたまふに付き不審あり、其故は寛正初曆の頃より、  
文明三年までは、凡そ十有餘年の星霜を経ることなれば、數通の御文を作り  
たまふへし、前に辨したる高田本誓寺傳來の七帖の御文には、この或人イハ  
クの御文の前に、別の御文四通あり、又帖外の御文の年代に依れば、其四通

の前に、亦二通の御文あり、それらの御文を閑きて、この或人イハクの御文  
を最初に置きたまふは、何の意ありやと云に、香月院の考へに三義ありと云  
へり、一に此御文を最初に置くは、御文は如來の金言なり、如來の直説なり  
と云ことを顯したまふ意と見ゆる、遺徳記<sup>九</sup>、蓮師御病中ニ御弟子龍玄ニ  
何ソ物ヲヨメト仰ラレケル間、御文ヲヨミ申ヘキヤトアリシカハ聽テ領掌ト  
仰ラル、間、御文ヲ讀奉ル乃至先師ノ選述トオモフ猶疎ナリ唯是如來ノ金言  
ナリト仰崇スヘシとあり、御一代記<sup>十五</sup>、御文ハ如來ノ直説ナリト存スヘキノ  
由ニ候形ヲミレハ法然詞ヲ聞ハ彌陀ノ直説トイヘリとあり、それにつき此或  
人イハクの御文、初に門徒ヲハワカ弟子トユ、ロエナクヘク候ヤラン、如來  
聖人ノ御弟子トマウスヘク候ヤランとの間を擧て、答に祖師聖人の御言を引  
き、親鸞ハ弟子一人モモタス如來ノ御代官ヲ申ツルハカリナリ親鸞サラニメ

※第一帖初 通



ツラシキ法ヲモロロツス等の御言を引き、吾祖一代の御教化は、委く如來の金言なりと云ことを述へさせられたか、此一通の御文なり、是れ八十通の御文は聖人一流の御勸化の趣きを述へたまへは、御文は悉く如來の金言なり直説なりと尊敬すへこと云ことを示さんか爲に、此御文を最初に置きたまふこと見ゆる、二に此御文を最初に置くは、破邪顯正の御教化なることを顯す意と見ゆる、其故は、此御文、或人イハクの間か端となりて、聖人の御言を引き、當流の正義を述へたまふは、知識歸命の異計を破する意なり、是れ祖師聖人すら、是くの如く弟子一人モモタスと仰られたり、況んや末世の凡夫、自ら善知識となりの、門徒をわか弟子と心得る筈はないと破したまふ意と見へたり、三に此御文を最初に置きたまふは、祖師蓮師の御教化同轍なることを示さんか爲なり、其故は末燈鈔等に、彌陀ノ本願トマサスハ名號ヲトナヘンモノヲ

ハ極樂ヘムカヘントナカハセタマヒタルヲフカク信シテトナフルカメテタキコトニテ候ト、元祖相承の口稱本願を勸めたまふ、然るに蓮師は、たすけたまへ。彌陀をたのめと勧めたまふ、忽ち見れば、両師の御化導相違する如く思ふまじきに非ず、是れ祖師の御教化は稱ふるものを勧めんことある本願なりと示したまへとも、稱ふる力らにてたすかることは仰られず、念佛往生トフカク信シテと、信心をさきこしたまふなり、此祖師の御教化を傳へ乍ら、蓮師は口稱本願をさきこせざるは、彼の時運には、鎮西流盛りにして、大坊主分までか、念佛たに申せはたすかるやうに思へる故、口稱本願をさきに出しては、いよく自力念佛を募るやうになる、固まり口稱本願の義は、能く知りたる者へ對して、一念歸命の信心を勧めたまひ、稱ふるは結構なれども、たし稱へては勸からず、此念佛の謂を能く知りて、信心決定の上に、うれし



さのあまり念佛を稱へよと教へたまふ、此御文か、祖師の御教化より、蓮師の御勤めに移る次第の能く分るところにて、此御文に引く古歌の、上の句の御釋に、ムカシハ雜行正行ノ分別モナク念佛タニモ申セハ往生スルトハカリオモヒツルコ、ロナリとあるか、世間に於て、稱へるものを御たすげと云ことを知りて居る相か見ゆるなり、次の句の御釋に、正雜ノ分別チキ、ワケ一向一心ニナリテ信心決定ノウヘニ佛恩報盡ノタメニ念佛マフスユ、ロハオホキニ各別ナリとあるが、たゞ稱へてはたすからぬ程に、信を得て稱へよと云御教化の相なり、以上の三義あるを以て、此御文を最初に置きたまふと見ゆると、委しく辨してあり、知るへし。

さて文に就て辨せば、此御文、或人の發問に二節あり、初に弟子の義を問ひ、次に門徒の義を問ふ、先初の問の發る由來は、御文毫攝寺之記の説に據るへ

し、毫攝寺之記と云は、内題には御文由緒記とありて、各通につき、粗縁起由來を明せり、表題には御文毫攝寺之記とあり、之を毫攝寺之記と云は、越前國出雲路派毫攝寺に傳はる記録なるか故なり、其記に據れば、先初の問の發る由來は、文明三年七月十五日、吉崎の茶所に於て、了立、專秀、了智と云へる三人の御弟子集りて、報恩講式に、弟子四禪の線の端とある御言に付き、了智は釋迦の弟子と云ひ、了立と專秀は祖師蓮師の弟子と云て、異論に及へり、蓮師竊に聞き召し、此諍論を止めんか爲に造りたまふ御文なりとあり、爾れば此三人の諍論を、或人の間に寄せて示したまふと見ゆる、當流とは、總しては淨土門中の他流を簡ひ、別しては門末の異計邪執に對して、祖師相傳の正義を顯すを當流ノコ、ロとのたまふ、門徒とは、門下徒弟と云こと、弟子とは、南山行事鈔上三之三、學在我後名之爲弟、解從我生名



之爲子とあり、通じて云へは、弟子のこゝを門徒と名く、其例は後漢書三十五、鄭玄の傳に、事<sup>レ</sup>扶風馬融門徒四百餘人とあるにて知るへし、然るに今此御文の門徒と云は、少しく義が轉じて、在家の檀越のこゝを門徒と云、只今本山に於て、總坊主中、總門徒中と云は、坊主分を除きて、在家の門末のこゝを門徒と名くるなり、今も在家門徒をワカ弟子ト心得ヘキヤト問ふ、是は、上に出でたる知識歸命などの邪計の心得方なり、如來聖人ノ弟子トマウスヘク候ヤラン、如來とは、總していへは彌陀釋迦諸佛の三佛なり、別していへは釋迦如來なり、聖人とは祖師のこゝなり、是も大乘にては初地以上、小乘にては初果以上、無漏智を發得せしを聖人と名くるか通軌なれども、強ちに無漏智を發得せしに限らず、總して徳ある出家を尊崇して聖人と稱するなり、其例は、宋僧傳五、一行阿闍梨の傳に、非<sup>ニ</sup>聖人<sup>ニ</sup>執<sup>レ</sup>能預<sup>ニ</sup>於斯

矣と、南海傳四、太山金輿谷聖人朗禪師とあり、ヤランとは、物を問ふ辭なり、ソノ分別ヲ存知セス候の分別とは辨別と云に同じ、其辨別を存せされは、承りたいと云問の意なり。

マタ在々所々ニ小門徒ヲモナテ候ヲモコノアヒタハ手次ノ坊主ニハアヒカクシヲキ候ヤウニ心中ヲモナテ候コレモシカルヘクモナキヨシ人ノマウサレ候アヒタオナシクコレモ不審千萬ニ候御チンコロニウケタマハリタク候。

二問門徒義、是は毫攝寺の記を見れば、越前池上郡雙松村久八道場に、小門徒をもちたるなり、此久八道場は、吉崎多屋坊主覺念坊了立か預りなり、然るに久八小門徒をもちたるを、覺念房にかくしをくこなり、人ノ申候とは、吉崎多屋の中、教念房と云人なり、タマノ弟子ノナカニとは、雙松村久八なり、説諫ヲタラフルとは了立なりとあり、是れかゝる事實のありしことな



らん、在々所々とは、在所々々云ことなり、小門徒とは、久八道場に附屬せる名も知れざるほどの門徒なり、コノアヒタとは、俗語にて、此頃或は近頃云に同じ、手次とは、善知識の御教導を取次云意なり、坊主とは、佛祖を安置する坊舎の主人云ことなり、此手次ノ坊主とは、覺念坊了立なり、アヒカクシオキ候ヤウニ心中ヲモナテ候とは、彼の久八、私利を貪らんか爲に、小門徒の數を隠し置くやうに心得たるなり、コレモシカルヘクモナキヨシ人ノマウサレ候とは、教念坊の申したること、見ゆる、オナシクとは、上の弟子の義と、此小門徒の義と、同じく云ことなり、不審とは、審詳ならず、いふかじきことなり、千萬とは、語の興りは、萬葉集六<sub>四</sub>十<sub>十</sub>千萬をそこはく讀んである、是れ數の多きことなれば、後に轉して甚しきことを顯す言となれり、最も千萬云ひ、或は千萬忝けない云か如し、ねんころ

こは、慇懃の字にて、丁寧なることなり、さて此或人の問二段ある中、下の答には、初の問のみを答へて、後の問を答へたまはざるに似たり如何云ふに、是はすへて問にも答にも種々ありて、瑜伽釋<sub>紙九</sub>、問に五種を擧る、一に不解故問、二に疑惑故問、三に試験故問、四に輕觸故問、五に利樂有情故問とあり、此五種の問の中、今は第一と第二の間に當れり、又南本涅槃三<sub>二</sub>二<sub>紙七</sub>、大論二<sub>三</sub>十<sub>紙十</sub>、二十二<sub>紙七</sub>、答に四種を擧る、一に定答、二に分別答、三に隨問答、四に置答とあり、此四種の答の中、今は置答に當る、置答とは、佛在世に、外道か佛に向ふて無道理なることを問へば、捨て置きて答へたまはず、其答へたまはぬか即ち答なり、之を置答云ふ、此御文二問の中、初の問は、明かに答へたまへとも、後の問は、久八道場か小門徒を隠しおきたるを、教念坊か悪く申したなとは、些細なることなれば、答ふるにも及はさ



るご故、捨て置きて答へたまはず、是れ置答の例なり、然るに文面顯了に  
答はなけれども、是より下の御教化に、自ら答の意味を含んであり、其故は、  
親鸞ハ弟子一人モモダスとある御言を擧て、久八道場の身として、小門徒を  
隠し置くは宜しからずと云ことを彰し、又チカコロハ大坊主分ノ人モワレハ  
一流ノ安心ノ次第ヲモシラス等と、坊主の信心のなきことを誡めて、覺念坊  
の教へ方が悪き故、久八道場も小門徒を隠すやうになりしと示したまふ意  
あり、知るへし。

答テイハクコノ不審モトモ肝要トコツ存シ候ヘカダノコトク耳ニト、メチキ候  
分マウシノフヘシキヨシメサレ候ヘ。

二答釋二、初嘆問許説、コノ不審モトモ肝要と問を嘆したまふは、上に辨  
したるか如く、此問に由りて、御文は如來の金言なり、如來の直説なりと云

義顯はるゝか故なり、カダノコトク耳ニト、メチキ候分マフシノフヘシとは  
問の趣きを説示すへしと云こと、カダノコトクとは形ちの如くと云こと、祖  
師聖人以來相承する正義の形ちの如く述ると云こと、是れ其答の私ならざる  
ことを示す言なり、耳ニト、メチキ候とは、歎異鈔の序に、親鸞聖人御物語  
之趣所留耳底聊註之とあり、第三帖通九、實語ヲ相承血脈シテアキラカニ  
耳ノソコニコシテとあり、是れ次第相承の善知識、耳底に貽し置き傳へた  
まふ、知識傳持の佛語と稱する是レなり、キヨシメサレ候へと、耳を澄して  
能く聞くへしと云ことを、丁寧に示したまふなり。

故聖人ノオホセニハ親鸞ハ弟子一人モモダストコソオホセラレ候ヒツレ。

二引祖語正答二、初明非弟子義三、初示不領徒、故聖人とは、吾祖大  
師なり、故とは、物故にて劉熙釋名八六、漢以來謂死爲物故、言其諸



物皆就<sup>二</sup>朽故<sup>一</sup>也<sup>三</sup>ごあり、人の死するを物故<sup>二</sup>ご云ふ、要集下末<sup>九三</sup>、故慈惠大  
僧正<sup>二</sup>ご云ひ、吾祖も末燈鈔<sup>六</sup>、故法然聖人<sup>二</sup>のたまへり、准して知るへし、  
親鸞<sup>ハ</sup>弟子一人<sup>モ</sup>モタストハ、此御言は、歎異鈔<sup>七</sup>、口傳鈔上<sup>六</sup>、改邪鈔本  
<sup>四</sup>に出てたり、此御言は、或人のワカ弟子トコ、ロエナクヘク候ヤランごあ  
るを嚴しく破したまふなり。

ソノユヘハ如來ノ教法ヲ十方衆生ニトキキカシムルトキハタ、如來ノ御代官ヲ  
マウシツルハカリナリ。

二述其所以、是は弟子に非ざる謂れを示す、如來ノ教法<sup>二</sup>ごは、彌陀の本願  
を説きたまへる釋迦の教法なり、説<sup>二</sup>如來本願<sup>一</sup>爲<sup>二</sup>經宗致<sup>一</sup>ごあるか如し、是  
れ吾祖聖人は、彌陀の本願を十方衆生に説き聞しむるより外なしご示したま  
ふ、之に付き、吾祖は和朝にありて、眞宗を弘通したまふのみなり、然るに

十方衆生に説き聞しむるごは、餘り廣大なるごに非すやご云に、和讃に佛  
慧功德ヲホシメテ十方ノ有縁ニキカシメンごあるか如く、常行大悲の意は  
廣く十方衆生に聞しむるなり、常行大悲<sup>二</sup>ごは、安樂集下<sup>一</sup>、大悲經を引て、  
何名爲<sup>二</sup>大悲<sup>一</sup>乃至若能展轉相勸行<sup>二</sup>念佛<sup>一</sup>者當知此等悉名行<sup>二</sup>大悲<sup>一</sup>人也ごあ  
り、自信教人信の思ひより、一人たりごも之を勸むるは、如來の大悲を傳へ  
て行するのなり、如來の大悲は、十方衆生の爲なれば、自ら十方衆生に説き  
聞しむるに當るなり、如來ノ御代官<sup>二</sup>ごは、改邪鈔末<sup>六</sup>、如來の代官ごあふい  
てあかむへきにてこそあれごあり、代官<sup>二</sup>ごは、官は官領にて、國主ごなりて  
一國を管轄する領主のごご、代は代理なり、即ち領主の職を代理することな  
り、今は如來の職分に代りて勸めるを御代官ご云なり、法華法師品科註四<sup>二</sup>  
四、當知是人則如來使<sup>一</sup>、如來所遣<sup>二</sup>行如來事<sup>一</sup>ごあり、是は法師ご稱し



て、諸人を教化する者を説く經文なり、マウシツルとは、申すの辭、いろいろあれども此申すは致すと云代りなり、尙此まうすの辭は第五帖<sup>初</sup>に至りて辨すへし。

サラニ親鸞メツラシキ法ヲモヒロメス如來ノ教法ヲレモ信シヒトニモナシヘキカシムルハカリナリソノホカハナニナシヘテ弟子トイハンソトオホセラレツルナリ。

三釋成其義、是は祖師聖人の、弟子一人モモタスニ仰らるゝ義を釋成したまふなり、メツラシキ法とは、珍奇の法なり、秘事法門の如き人の耳を驚かす法を簡ひたまひ、今弘むるところの法は、三世諸佛常恒の説にて、大王路の如く、出世の本懷は彌陀の本願の一法にして、更に珍らしからず、此外に奇異の法を弘めすと云ことなり、如來ノ教法ヲレモ信シヒトニモナシヘキ

カシムルハカリナリとは、自信教人信の意なり、御一代記<sup>中</sup>、自信教人信ト候時ハマツワカ信心決定シテ人ニモ教テ佛恩ニナルトノコトニ候自身ノ安心決定シテ教ルハ則チ大悲傳普化ノ道理ナル由同ク仰ラレ候とあり。サレバトモ同行ナルヘキモノナリヨレニヨリテ聖人ハ御同朋御同行トコソカシツギテオホセラレゲリ。

三示同朋同行、ともとは、朋の字なり、周禮大司徒の註に、同師同朋同志曰友とあり、是れ同一善知識の教を受るを同朋と云なり、止觀四之二<sup>十</sup>、外護、同行、教授の三種の知識の中、同行の言を釋するに、切磋琢磨同心齊志如乘一船、互相敬重、如視世尊是名同行と、同輔行に、言同行者已他互同、遞相策發、人異行同、故名同行とあり、今は同一念佛無別道故の義を以て同行と名くるなり、カシツキテとは、記事珠に、萬葉二七<sup>十</sup>、貴



の字をかじこと訓し、同一三十一、畏の字をかじこと訓すれば、貴付畏付の字にして、敬愛する意なりとあり、是れ一宗の祖師にして、御同朋御同行と敬愛したまふは、過當なるに似たれども、所得の念佛の利益廣大なるか故なり  
釋尊は則我善親友、觀勢二菩薩は爲其勝友とほめたまふは、此理あるか故なり、御一代記一、蓮如上人順誓ニ對シ仰ラレ候法敬ト我トハ兄弟ヨト仰ラレ候乃至信ヲエツレハサキニ生ル、者ハ兄後ニ生ル、者ハ弟ヨ法敬トハ兄弟ヨト仰ラレ候とあるも同意なり。

サレハサカヨロハ大坊主分ノ人モワレハ一流ノ安心ノ次第ヲモシラスタマシ  
弟子ノナカニ信心ノ沙汰スル在所ヘユキテ聽聞シ候人ヲハコトノホカ説諫ヲクハヘ候テアルヒハナカタカヒナントセラレ候アヒメ坊主モシカト信心ノ一理ヲモ聽聞セスマメ弟子ヲハカヤウニアヒサ、ヘ候アヒタワレモ信心決定セ

ス弟子モ信心決定セスシテ一生ハムナシクスキユクヤウニ候コトマコトニ自損々他ノトカノカレカタク候アサマシノ。

二誠時衆勸信心二、初誠衆不信、チカヨロトは蓮師の御時代のことなり  
大坊主分とは、手次の坊主のことなり、是は蓮師の時には、手次の坊主の下に、俗道場あり、其俗道場、それく門徒を持ち坊主役を勤むる、其俗道場の頭に立つ坊主を、俗道場に簡ひて大坊主と名けたり、ワレハ一流ノ安心ノ次第ヲモシラスとは、次第とは、もとは次第順序のことなれども、後世は義か轉して、趣きとか、様子とか譯柄とか云ここに使ふこと、なれり、聖人一  
流の他方安心の次第を知らざるなり、其趣き帖外一通五、同通六に出るか如く、俗人ト大坊主分の問答ありて、俗人大坊主に對して、聖人一流の御文を讀み聞しめられたれば、坊主大に悦ひて、殊勝の思ひをなせしとあるにて知るへし、タ



マ。く。は適の字、又は遇の字にて、まれなることなり、弟子ノナカニ。こは、上に出る如く、門徒は弟子には非されども、世間通途に約して弟子と稱するなり、沙汰。こは、晋書二十六。、綽在前顧爲鑿齒曰、沙之汰之瓦石在後。こ、是れ有りそろへ簡ふを沙汰。云なり、在所。へ。ユ。キ。テ。こは、正くは吉崎、兼ては諸方なり、聽。聞。こは、華嚴涅槃等の經説に出る言なり、ユ。ト。ノ。ホ。カ。こは、常になき甚しきことなり、説。諫。こは、人の過失を説きて諫むることにて、説諫の字は、論語の八佾篇に成事不説遂事不諫既既不咎。こあるより出る、實悟記。三。五。、折檻の字あり、是は前漢の朱雲折檻の故事より出ること、記事珠等の如し、之に付き、大坊主、何を以てか門徒を説諫するぞ云に、第四帖。七。、六ヶ條の中、第二ヶ條に、スエ。く。ノ。門。下。ノ。メ。ク。ヒ。ハ。他。力。ノ。信。心。ノ。ト。ホ。リ。聽。聞。ノ。ト。モ。カ。ラ。コ。レ。オ。ホ。キ。ト。コ。ロ。ニ。コ。レ。テ。坊。主。ヨ。リ。腹。立。セ。シ。ム。ル。ヨ。シ。キ。

コエハンヘリ。こある如く、門徒の中には、信心の沙汰する在所へ。ゆきて聽聞するをば、手次の坊主か之を聞いて、俗人の分齊にて、坊主を闇き、法義沙汰をするは、あるまじきことなり。こ説諫せしことなり、アルヒハナカヲタカヒナントセラレ候。こは、其説諫を用ひされは、遂に坊主。門徒。と絶交するやうになる。こ云。こことなり、坊主モシカ。く。ト。信。心。ノ。一。理。ヲ。モ。聽。聞。セ。ス。こは、しかく。こ云は記事珠に諦聽の諦の字の意にてたしかの上略なるへし。こあり、又和語燈には、眩の字を用ひてあり、白石の同文通考に、眩は日本にて作りたる字にて、物を能聞定むる意なり。こあり、信。心。の。一。理。こは、他力信心の一途の道理なり、マタ弟子ヲハカヤウニアヒサ、へ。こは、サ。、へ。は支の字にて、支は遮也。こ註して、遮り止めて妨げをすることなり、ワレモ信心決定セス弟子モ信心決定セスシテ等。こは、坊主も門徒も信心決定せず、自損々他の過失



遁れ難きことを示す、一生ハムナシクスキユクヤウニ候コトは、遺教經<sup>三</sup>、  
以睡眠因縁令一生空過、无所<sup>レ</sup>得とあるか如し、自損々他<sup>〇</sup>は、般舟讚<sup>紙</sup>、  
縦<sup>ニ</sup>此貪瞋火自損損他人<sup>〇</sup>あり、アサマシ<sup>〇</sup>は、甚た拙く哀れむべき  
をアサマシと云ひ習はせり、此アサマシは源氏物語等にも出る、和語燈に  
は、淺猿と書てアサマシと讀み、萬葉集には猿の字をまじと讀ませてあり、  
是れ淺はかに猿智慧なるをあさましと云なり古歌に「月影に命をすつる猿よ  
りもなほあはれなる我身なりけり」、思ひ合すへし。

古哥ニイハクツレシサナムカシハツテニツ、ミケリユヨヒハ身ニモアマリヌル  
カナ。

二正勸信心二、初引古歌、上には蓮師の時代の僧俗の不信心を誡め、是より  
下は正しく當流の肝要たる信心を勧めたまふ、此哥字は、歌の古字にて、略

字に非ず、此古哥は、新勸撰集<sup>七</sup>、讀人不知として載てあり、西行の撰  
集鈔<sup>八</sup>、むかし四條大納言公任、齊信中納言を超て一階し給へる時に、かく  
こそ讀給ひける、うれしさを昔は袖につゝみけりこよひは身にもあまりぬる  
哉、まここに身をたつるならはさこそうれしく思ひ給ひけめとあり、今此歌  
を引て、隨宜轉用したまふなり、之に付き、此歌をこゝに引きたまふは、連  
續せざるに似たり如何と云に、是は上に明せしところの、大坊主ハ信心ノ一  
理ヲモ聽聞セス、又前に引きたる帖外の御文に、タ、手次ノ坊主へ禮儀ヲモ  
申シ、又弟子ノ方ヨリ志ヲモイタシ候テ念佛タニモ申シ候へハ肝要トコ、口  
エタルマテニコソ候へとある風情なれば、僅に袖につゝむほこの喜びゆへ、  
反りて門徒の信心沙汰のさはりをするに至る、眞實に信心を得たならば、コ  
ヨヒハ身ニモアマリヌルカナと、大慶喜心を得へしと云ことを知ら令んか爲



に、此歌を引きたまふなり。

七〇

ウレシサナムカシハソテニツ、ムトイヘルコ、ロハムカシハ雜行正行ノ分別モ  
ナク念佛タニモ申セハ往生スルトハカリオモヒツルコ、ロナリ、

二解歌勸二、初解上句、このムカシ云ひヨヨヒごあるを、日本流の念佛  
と唐土流の念佛に配する義あれども、義に於ては然るへしごいへごも、今は  
正意の安心を知らざる以前をむかしご云ひ、一流の正義を聞き得たるをヨヨ  
ヒごのたまふなり、雜行正行ノ分別モナクごは、正雜二行のごは、散善義  
紙、就行立信の下に出る、選擇集二行章に之を引て、委しく五種の正行ご、  
五種の雜行の相を釋したまふ、分別は辨別ご同しごにて、雜行正行の辨別  
をも知らざるごごなり、念佛タニモ申セハごは、無信の念佛を稱ふるごごな  
り、是は上に引きたる帖外御文に、大坊主の心得を述べたる言に、我等カ心

御 文 講 述

御 文 講 述

得ナキ候分ハ、彌陀ノ願力ニ歸シタテマツリテ朝夕念佛ヲ申シ佛ケ御タスケ  
候ヘトタニモ申候ヘハ往生スルソト心得テヨソ候ヘ、ソノホカハ信心トヤラ  
ンモ安心トヤランモ存セス候ごあるを、今ウレシサナムカシハソテニツ、ミ  
ケリご云ふ、是は御文にしはく、人間ニ流布シテミナヒトノユ、ロヘタル  
トホリハナニノ分別モナククナニタ、稱名ハカリサトナヘタラハ極樂ニ往生  
スヘキヤウニオモヘリごある相なり、此無信の稱名ごいへごも、此稱へ易き  
念佛を申せは往生するご思へは、喜びの心なきには非されごも、今御正意の  
趣きを聽聞して、信決定の喜びよりふりかへりて見れば、僅に袖につゝむは  
ごの少しはかりの喜びごへ、之をウレシサナムカシハソテニツ、ミケリご云  
ふ、上の句に引合せたまひたるものなり。

ユヨヒハ身ニモアマルトイヘルハ正雜ノ分別ナキ、ワケ一向一心ニナリテ信心



決定ノウヘニ佛恩報盡ノタメニ念佛マウスユ、ロハオホキニ各別ナリ。

二釋下句ニ、初正釋、正雜ノ分別ナキ、ワケニは、正雜二行の廢立、雜行は非本願なれば廢すべく、正行は佛の本願なれば立すへしと、其辨別を委しく聽聞することなり、此二行の廢立は、今家の正意にして、御文全部の宗旨は、此義を詳にしたまふより外なし、之に由りて第二帖<sup>通</sup>、他方の信心を明す文に、タ、モロくノ雜行ナステ、正行ニ歸スルヲモテ本意トスソノ正行ニ歸スルトイフハナニノヤウモナク彌陀如來ヲ一心一向ニタノミタマツル理リハカリナリとあり、此文、正行に五種あれども、前三後一の助業をすて、第四の稱名正行に歸すへきことを示し、其正行に歸することは、彌陀一佛をたのみたてまつることほりこしたまふ、爾れば二行の廢立は、歸するところ彌陀一佛に歸命する他方の信心より外なし、此趣きを委しく知らんと欲せば、

帖外二<sup>通</sup>を讀むへし、その文に、抑當流ノ他方ノ眞實信心トイフハ、善導和尚ノ釋ニ正雜二行ト立テ、雜行ナステ、正行ニ歸スルヲモテ信心ノ體トス、ソノ正行ノウケニ五種ノ正行ヲタテ、ソノナカニ第四ノ稱名正行ヲモテ往生ノ正業トストミエタリ、サレハ南無阿彌陀佛ヲモテ我等カ往生ノ正業トストキコエタリト、其次に六字釋を引て、其意を釋し、終りに、コレヲ一念ノ信心決定セシメタル人トナツクヘキモノナリとあり、是れ二行の廢立を以て御文の要旨とするこ明かなり、故に正雜ノ分別ナキ、ワケタル相を一向一心ニナリテ信心決定と示したまふ、次に一向一心とは、一心一向と云も同じことなり、此御言の據は、經文にては、大經には一向專念、阿彌陀經には一心不亂、七祖の釋にては、論主は一心歸命、善導は一向專稱とあり、此一向一心を別釋することは、一多證文<sup>ナ</sup>、一心ハ金剛ノ信心ナリ一向ハ餘ノ善ニウ



ツラス餘ノ佛ヲ念セスとありて、一向は餘善に心の移らす、餘佛に思ひをか  
けさることなり、一心は彌陀一佛に歸して二心のなきことなり、然るに此一  
向と一心とを分けて、一向は一向專修の念佛の行、一心は無二の信心のこと  
とするは宜しからず、御文に、一向一心と云も、一心一向と云も、唯ヒトス  
チヨ、ロのこのことなり、第二帖通、一心一向といふは阿彌陀佛において二佛  
をならへさることゝろなりとあるにて知るへし、只是佛につき、行に就て一向  
と云ひ、衆生につき、心に就て一心と云のみなり、次に信心決定とは、一向  
一心になりたる相なり、信心決定の語は、月燈三昧經十一六、信心決定終不  
壞とあり、此經文は菩薩の菩提心の堅固なることを説きたる文なり、然る  
に今信心決定とあるは、信心は願成就の信心なり、決定は散善義に觀經の深  
心を釋して、決定深信とあり、愚禿鈔に、七深信六決定の名目を立てたまふ、

是れ信心決定と仰らるゝ據なり、成就の文には、決定の言はなけれども、信  
心の言より決定の言を出せり、何んとなれば、天親菩薩の十地論一三十、信  
者決定故とあり、決定心に非されは信とは名け難し、信心の釋名は、法に約  
すればまことのこゝろ、機に約すれば信する心と云こと常の如し、決定の釋  
名は、十地論一六、決定者點慧明了故と、智慧を以て明了に法を信すること  
なり、又十住論一四十所願不倦故名爲決定心とあり、是は願樂する所の法に  
於て厭倦せざるを決定心と名く、ユノ正雜ノ分別ヲキ、ワケ一向一心ニナリ  
テ信心決定とあるは、他の御文に對照すれば、御言には種々あれども、總して  
一念歸命の信相を述べたまふと知るへし、御言に拘泥して順序ありと思ふへ  
からず、佛恩報盡ノタメニ念佛マツスと云ことは、前の大意の下にて辨した  
るか如し、オホキニ各別ナリとは、上の所明に反顯して知るへし、何んとな



れは、正雜二行の分別もなく、何れも往生の行と思ひ、諸佛菩薩等に心をかけて一心一向ならず、若存若亡にて信心決定せず、名號を稱へつゝ、往生の業と思ひて、報恩の心なし、此等の心より念佛申すに比すれば、天地雲泥の相違あり、故にオホキニ各別ナリこのたまふ、第五帖二通南無阿彌陀佛トトナフルコ、ロハイカンソナレハ阿彌陀如來ノ御タスケアリツルアリカタサダフトサヨトオモヒテソレヲヨロコヒマウスコ、ロナリトオモフヘキモノナリごある意なり。

カルカユヘニ身ノナキトコロモナクオトリアカルホトニオモフアヒタヨロコヒハ身ニモウレシサカアマリヌルトイヘルコ、ロナリアナカシユク。

二結成、か。か。へ。こは、上を承けたる言にて、上に信心決定ノウヘニ佛恩報盡ノタメニ念佛マウスコ、ロハオホキニ各別ナリごあるを承けて、同

しウレシサニテモ、昔しこは各別にして、身ノオキトコロモナクオトリアカルホトノウレシサソ明すなり、身ノオキトコロモナクオトリアカルホトニオモフこは、大經流通の歡喜踊躍の意をヨヨヒハ身ニモアマリヌルと云歌の言に引合せたまへり、一多證文二、踊ハ天ニヲトルトイフ躍ハ地ニヲトルトイフヨロコフコ、ロノキハマリナキカタナリごあり、オトリアカルホトニオモフこは、身體のおごることに非ず、故にオモフこあり、歡喜の至極を顯す詞なり、踊躍大歡喜ごある是なり、之に付き、經文には踊躍大歡喜ご説き、歡異鈔にはヨロコフヘキコ、ロナオサヘテヨロコハセサルハ煩惱ノ所爲ナリごあり、此相違あるは如何と云に、是は所得の信心の徳用に約すれば、踊躍大歡喜なり、能得の行者の機相に約すれば、歡喜踊躍のこゝろ疎かなりご知るへし、然れごも、喜ふへきことを喜こはぬは凡情なりご、邪見に陥るへか



らす、他方信心決定の上より、過不及の失なきやう心得へきことなり、ア。ナ。カ。シ。ユ。コ。云は、種々の説あれども、あ。な。ご。は、凡て事の甚た懇ろなる事を示す辭、古語拾遺節解一四二、事之甚切皆稱阿那ごあり、か。し。ご。は、恐れることを示す辭、萬葉集には、處々に恐惶の二字をカシユコ讀ませてあり、爾れはアナカシユコは、甚た恐れ入るご云意にて、我身を謙遜したる辭なり漢土の尺牘の終に、誠惶々々ご書き、日本の書狀の奥に、恐惶、或は恐々ご書くに同し、略してはカシクご書けり、是は蓮師、最初金森道西に對して消息一通を與へたまふごき、聖教トイへハ恐レアリ、唯在家男女ノ勸化ナレハ、フミト云ヘシご仰られた、御謙遜の思召を守らせられて、各通の終に、アナカシユコ、日本普通書狀の終に用ひる辭を置きたまへるなり、

文明三年七月十五日 二年時、蓮師五十七歳の御時なり。

第一帖 二 通

當流親鸞聖人ノ一義ハ。

此一通大分二、初本文三、初標擧、此一通を出家發心の御文ご稱す、此御文の由來は、前に引きたる毫攝寺之記に、吉崎近邑の北瀉村に、眞言宗の安條寺、又三國湊に、鎮西義の淨土宗あり、當流の門徒かの兩寺の門葉ご混雜し、彼輩に勸誘せられて、現世を祈り、來迎を期し、當流の法義不了の族多し、其頃信稱ご云は、加州振橋の人なり、これよりさき、蓮師御經廻の砌、一宿申あげ、粽を奉りけり、厥後遺跡に一字を創建し、篠正寺ご號す、然るに信稱吉崎へ參詣の便りよしごて、大聖寺へ隱居せり、此度七月十八日、中元の御禮に參詣す、師御面謁あそはされ、信稱振橋大聖寺筋の御門徒法義未了の



旨申上しに、然らはこの趣を語り聞すへしにて、信稱に書下されし御文なり  
ごあり、或はさもあらん、さて冒頭に當流親鸞聖人ノ一義ハご標するは、當  
流門徒の中に、他宗の威儀の殊勝なることを羨み、當流の宗風を劣れる如く  
思ふ者へ對して、ここさら弘通したまふころの法門、他に勝る、ここを顯  
す意なりご知るへし。

アナカナニ出家發心ノカタチ本トセス捨家棄欲ノスカタチ標セスタ、一念歸  
命ノ他力ノ信心ヲ決定セシムルトキハサラニ男女老少チエラハサルモノナリ。  
二別明二、初示當流一義二、初正明其義、此一段、初の御言は、破邪顯正  
鈔上<sup>紙</sup>、當流ノ勸化ニチヒテハアナカナニ捨家棄欲ノスカタチ標セス出家發  
心ノ儀ヲユト、セサルアヒタ等ごある文に據りたまふ、破邪顯正鈔には、捨  
家棄欲を前ごす、然るに今は出家發心を前ごするは、此御文の正所明に約す、

他宗の出家發心を本する教義に對して、在家爲本の宗風なることを示さんか爲  
なり、出家發心捨家棄欲のことは、大經の三輩の中、上輩の文に、捨家棄  
欲而作沙門發菩提心ごあり、而作沙門ごは、沙門は梵語にて此に勤勞ご  
翻す、出家のこごなり、發菩提心ごは、略すれば發心なり、捨家棄欲ごは、  
大阿彌陀經には、去家棄妻子、斷愛欲ごあり、カタチ本トセス、スカタ  
チ標セスタは、形相を標本ごせすご云こごなり、聖道門に於ては、威儀を本  
ごす、大經の三輩には、捨家棄欲而作沙門ごあれごも、吾祖は之を十九願成  
就の諸行往生ごし、第十八願の他力の行者は、威儀を本ごするに及ばすご示  
したまふ、御一代記<sup>十</sup>、世ノナカニアマノコ、ロチステヨカシ妻ウシノツノ  
ハサモアラハアレト、コレハ御開山ノ御ウタナリ、サレハカタチハイラヌコ  
ト一心チ本トスヘシトナリ世ニモカウヘサソルトイヘトモコ、ロチソラスト



イフコトカアルトオホセラレサフナリとあり、其本とは、散善義の至誠心釋の、不得外現ニ賢善精進之相内懷ニ虚假トとある意なり、之を改邪鈔本ニ、タ、男女善惡ノ凡夫ヲハタラカサヌ本形ニテとのたまふ、さてアナカナの辭を添へたまふは、アナカナとは強の字にて、しいてといふこと、無理にすゝめるをしいてと云如し、是れは出家の功德の勝れたることは、出家功德經の中にも説き、僧祇律二十九ニ若人百千歲供養ニ百羅漢、不如ニ一夜中出家修ニ梵行ト、緣ニ此之福祚得離ニ六百六千六十歲三塗苦惱トとあり、又發菩提心の功德の勝れたることは、大論七十八ニ、沙彌の發心の因縁を説けり、是れ出家發心を嫌ふには非されども、心にもなきことを強て形相を飾るには及はぬと云ことを顯す爲に、アナカナにこのたまふ、タ、一念歸命ノ他力ノ信心とは、タ、と云は唯の字にて、義林章一末ニ、唯に三義あり、簡

持義、決定義、顯勝義なり、其中、簡持の義とは、簡去持取にて、多くの物の中より不用の物を簡ひ去り、必用の物のみを持ち取ることなり、今往生淨土の正因は、餘行餘善を捨て、信心一つを取るべきことを示す辭なり、一念歸命の名目は、改邪鈔本ニ、歸命の一念と云ひ、眞要鈔本ニ、一念歸命とあり、其義を云へは、願成就に信心歡喜乃至一念と説き、淨土論には一心歸命とあり、之を合すれば、一念歸命となる、此一念を釋するに、信卷に二釋あり、一に時尅に約す、その文に、一念者斯顯信樂開發時尅之極促と、一多證文ニ、一念トイフハ信心ヲウルトキノキハマリヲアラハスコトハナリとあり、二に信相に約す、その文に、言一念者信心無二心故曰一念是名一心とあり、是は成就の一念を論主の一心と同義にしたまふ、今一念歸命と云は、願成就の信心歡喜の一念と、淨土論の一心歸命とは、全く同一なりと云ことを



知らせんか爲に一念歸命このたまふ、此一念歸命全く他方の信心なり、他方信心とは、大意の下にて辨したるか如し、尙此一念の二釋は、當帖五にて委く辨すへし、歸命を釋することは行卷の御字訓、銘文、執持鈔等に出る、此歸命の義相を明すに御文に彌陀ヲタノムコトとし、又後生タスケタマヘトマウスコ、口三釋したまふ、此タノムトタスケタマヘとは別體あるに非ずタノム相ヲ委しく示したまふか、タスケタマヘなり、其義御一代記三十七、タノムト云コトヲハ代々アソハシチカレサフラヘトモ委ク何トタノムト云コトヲシラサリキとある一條ニテ知るへし、故にタノムとタスケタマヘとを一方つゝ示し又タスケタマヘとタノムとを連続して示したまふ、是れ更に別義あるに非ず、唯是具略の異のみなりと知るへし。

爰に於て此歸命の義に付き、略して御文の全體に亘るタノムとタスケタマヘの

義を辨すへし。

先和語のタノムの辭を、漢字に配するに異説あり、信と憑と歸なり、中に於て、信の字を、直にタノムと訓したることは、一家の聖教になし、故に用ひ難し、憑の字は、行信二卷にタノムと讀みたまふ、是れ字訓なり歸の字は、和讚の左訓に、タノムと讀みたまふ、是れ義訓なり、故に、歸と憑との二字を用ひし、爾れはタノムと云は、文字に約せは憑の字なり、義意に約せは歸の字なり、歸の字親しき所以は、歸悅歸稅の義あるか故なり、然るに、此歸の字をタノムと訓する例ありやと云に、菅原是善卿の、類聚名義鈔僧卷下末に、歸の字に多くの訓を擧て、タノム、ノユル、カヘル、ツク、ヨル、オモムク、オクル、トツキとあり、此書は至りて古き書なり、例とするに足れり、次にタノムの語原につき、古來田實の義、他ヲ身ニスルの義、手飲の義



等あれども、淺近にして用ひ難し、今取るところは、若狹の義門法師の、末代無智の御文の和語説に依るに、タノムの語原は、此辭の自體の意は、タノム云所にあるへしムは用言にて、マミムメモ用らく辭なり、其タノム云語の中、タは軽く添へたる辭にて、タヤスク、タスク云か如し、其タの音を離して、ノ云一言にして見るべき、自然に人のわさに非サルウフノ音聲に、喉よりノ出る音は、コヒチカフコ、ロの、口に顯る、自然の語聲なり、然るにノムタノム、語原は一つなれども、辭の變化せし上は、ノムタノムは同一に非ざること云々、委くは和語説を見るへし、さて此タノム云語義は、古來多義を設くることなれどもアテニシカラニスル意味なりとするを以て足れりとす、凡そタノムの詞は、此アテニシカラニスる意味を以て解せざるはなし、而して御文のタノムの詞の意味を考ふるに、亦然り、即ち

來迎タノム、妻子財寶ヲタノム、人間ニ於テ主ヲタノム、一宗々々ノコトナレハワカタノマヌハカリニテコソアルヘケレ、善知識ヲタノム、諸佛ノ悲願ヲタノムとあるか如し、是皆あてにし力らにする意なり。次にタスケタマヘに付き、和語のタスケタマヘの辭を強て漢字に配せは、タスケを助の字に配するは一往の配當にして、尅實の義に非ず、救濟の二字を善しとす、救の字は、化卷末初に、救の字にタスケン云ふ假名あり、濟の字は、三哲偈に出る、タマヘは給の字に當るなり、次にタスケタマヘの和語に付き、たすけたまへ云は、佛の攝受を請ふ言なりと傳ふる所なり、之に付き、タマヘのへには、使令言と、希求言の二途あること語彙別記等に出るか如し、是を俗文にては、成さるへくと、下さるへくに當る、此中今のタスケタマヘは希求言にして、下され格なり、其故は、今は單のタマヘに非ず



して、タスケタマへなれば、我身の後生の一大事に就て、佛の攝受をユヒモ  
 トムル一念の信相なればなり、もご此タスケタマへ云は、蓮師彌陀をタノ  
 ム相を委しく教へたまへる辭なれば、此上にむつかしき解釋を設けずして信  
 は得らるゝ筈なり、御一代記<sup>セ</sup>、信心安心トイへハ愚癡ノモノハマタモシ  
 ラヌナリ乃至後生タスケタマヘト彌陀ヲタノメト云ヘシ、何タル愚癡ノ衆生  
 ナリトモ聞テ信ヲトルヘシ、當流ニハユレヨリホカノ法門ハナキナリト仰ラ  
 レ候トアルニテ知ルヘシ、サテ此タスケタマへの言の本據は、興の御書に、  
 心ハタスケタマヘト思フハカリごあり、黒谷傳五<sup>紙</sup>、南無阿彌陀佛トイフハ  
 別シタル事ニハ思フヘカラス阿彌陀ホトケ我ヲタスケタマヘトイフコトハ心  
 ニ阿彌陀ホトケタスケ給ヘト思ヒテ口ニ南無阿彌陀佛ト唱フルヲ三心具足ノ  
 名號トハ申ナリごあり、然るに此たすけたまへ云は、因願の三信の中の信

樂の樂の字にて取る義あれども用ひ難し、何んごなれば、因願の三信を成就  
 に信心歡喜の一念ご説き、之を論主は一心歸命ご判し、善導は即是歸命ご釋  
 したまふ、其善導の歸命を、蓮師タスケタマへご示したまへるなり、之に付  
 き、蓮師御文に歸命を釋して、後生タスケタマヘトタノミタテマツルコ、ロ  
 ごのたまへごも、吾祖銘文に、歸命ハスナハチ釋迦彌陀ノ二尊ノ勅命ニシタ  
 カヒメシニカナフトマフスコトハナリご示したまふよりみれば、歸命の言に  
 於て、直にタスケタマへの義見へ難きに似たり、然るに、歸命の梵語の南無  
 に、度我救我の義あるを以て、之を歸命の言に攝めてタスケタマへご示した  
 まへるなり、故に度我救我の名目は、一家の聖教量になきを以て直ちに用也  
 へからず、然れごもタスケタマへ云は、之を譯語に求むれば、度救我に  
 當り、之を宗意に取れば、タスケタマへの義ごなる、之に由りて、御文には、



南無を直ちにタスケタマヘと釋し、又歸命をタスケタマヘと示したまふなり、而して此タスケタマヘトタノムと云は、吾祖の御釋の如來の勅命に順ふ相たを顯したまふところにて、御文に如來の勅命のことを、阿彌陀如來ノオホセラレケルヤウハ末代ノ凡夫罪業ノワレラタランモノツミハイカホトフカクトモワレラ一心ニタノマン衆生ヲハカナラススクフヘシトオホセラレタリと、此勅命即ち本願名號の謂れなり、其タノムモノヲスクフヘシとある勅命に順ふた相たは、即ち後生タスケタマヘとタノム意なり其故は如來の勅命を聞きても、唯聞きわけ、知りわけたるはかりにて、聞流しにするならば、勅命に順ふたには非ず、實に如來の勅命に順ふた意は、無有出離之縁の徒ら者をたすけたまふは彌陀一佛そと、ひとすちに後生たすけたまへとたのみ思ひにて、是か如來の勅命に順ひ、召に契ふたるところなり、故に蓮師は、如來の勅命に

順ひ奉る相をは、後生タスケタマヘト彌陀をタノムことなりと示したまふ、此如來の勅命に順ふと、後生たすけたまへと彌陀をタノムとは、法を機に受るご、機より法に向ふごの差別にて、前後異時に非ず、唯是一念同時の信相なり、之に由りて、吾祖と蓮師の歸命の御釋、一致に歸することを知るへし、然るに蓮師の後生タスケタマヘと云は、吾祖の上に於て其據を求むれば行卷、及び和讃の左訓の歸の字の義訓に據りて、タノムの義とし、ヨリタノムヨリカ、ルと示したまふ、蓮師のタスケタマヘと云は、其ヨリタノムの義脈より來るものにして、直に銘文のシタカフの義より來るには非ず、其義御一代記のタノムト云コトヲハ代々遊シオカレ候ヘトモ委ク何トタノムト云コトヲシラサリキ等の指南にて知るへし、之に付き、タノムを歸命に配し、タスケタマヘを發願に配當する説あれども、是は一往の配當にして、尅實の義に非ず、



タスケタマへは、歸命の當釋なりとするを正義とすへし。

九二

次にタノムは初起の一念と、後念相續に通ずることは明了なれども、タスケ  
 タマへに就ては異義あり、先タスケタマへの初起の信相の覺不（この覺は  
 記憶するに名く）如何と云に、タスケタマへの初起の一念の時尅には覺へな  
 しと云か正義なり、其故何んぞ云に二由あり、一に信樂開發の時尅の極促な  
 るか故に、是は宿善開發の時、彌陀をたのみ信心の發る一念は、至極短促な  
 るを以て、之を知り得へきに非ず、二に他力より發起するか故に、是は彌陀  
 をタノム一念は如來の他力より發起せしめたまふか故に、凡夫のあらくし  
 き心にて記憶すへきに非ず、然るに吾祖化卷に、建仁辛酉曆捨難行兮歸本  
 願と云ひ、御傳鈔に、タナトコロニ他力攝生ノ旨趣ヲ受得シアクマテ凡夫直  
 入ノ真心ヲ決定シマシクケリとあれば、何にも初起の一念に記憶のありしか

如く見ゆれども、是は後念相續の日より、捨難歸正の年月を記させられたる  
 ものにて、正しく初發の一念に覺へのありしと云ことを仰られたるには非さ  
 れは、疑難すへからず、然るに、是くの如く初起の一念に覺へなしと云へは  
 きて、他力の信相は無念無想と云には非ず、之に由りて、總して他力の信相  
 に就て論せば、二途あり、一には他力廻向の信相に約せは覺と云へし（この  
 覺は他力の信相を意味するものにて、佛智を覺悟了解することなり）、是は御  
 式文に、聞被教化者覺悟華鮮とあり、又信卷に成就の一念を釋するに、  
 止觀を引て、菩提心を慮知心としたまふ、當帖通タスケマシマセトオモフユ  
 、ロノ一念ノ信とあり、爾れは無念無想に非ざること知るへし、二には自力  
 執心の機情に約せは、不覺と云へし、（この覺は凡夫の妄情にて記憶するを意  
 味するものにて、初發の一念に覺へのあると云ことなり）、是は御式文に、至



心信樂忘已<sup>七</sup>あり、第三帖<sup>七</sup>自力執心ノワロキ機ノ方ヲハフリステ、こあり、知るへし。

次にダスケ<sup>マ</sup>への思ひは、一念に限るか、後念に續くか云に、古來の説に、信體續、信相不續と立る義あり、然るに體と相とは一具なれば、信體續なれば、信相も亦續と云へし、之に由りて、此古説盡理とすへからず、今云信體同一、信相差別と云へし、其故は、他方廻向の信體を云へは、初念後念同一にして差別なし、共に金剛心なるか故なり、御一代記<sup>初</sup>コノ一念臨終マテトナリテ往生スルナリトオホセサフヲナリとあるにて知るへし、然るに信相に約せは、初起の一念は後生ダスケ<sup>マ</sup>へと思ふ心、後念相續の思ひは、御ダスケ<sup>マ</sup>アリツルコトノアリカ<sup>マ</sup>ヤと思ふ心なり、第一帖<sup>三</sup>、一念の信相を述へて、ダスケ<sup>マ</sup>シマセトオモフコ、ロノ一念ノ信マコトナレハと云ひ、後

念相續の相を述へて、コノウヘニハナニトコ、ロエテ念佛マウスヘキツナレハ往生ハイマンノ信力ニヨリテ御ダスケ<sup>マ</sup>アリツルカタシケナキ御恩報謝ノタメニワカイノチアラシキリハ報謝ノタメトオモヒテ念佛マウスヘキナリとあり、帖外<sup>一</sup>、コノウヘニハダトヒ名號ヲトナフルトモ佛ダスケ<sup>マ</sup>ヘ下ハオモフヘカラスト、彌陀ヲタノムコ、ロノ一念ノ信心ニヨリテヤスク御ダスケアルコトノカタシケナサノアマリ彌陀如來ノ御ダスケアリタル御恩ヲ報シタテマツル念佛ナリトコ、ロウヘキナリとあるにて知るへし、尙このダスケ<sup>マ</sup>へ、具さには後生ダスケ<sup>マ</sup>へとあり、此後生の言苦樂に通するや否やの論あり、第一帖<sup>一</sup>、ツカクチカフヘキハ後生ナリとあり、第二帖<sup>七</sup>、後生ハ永生ノ樂果ナリとあるより見れば、淨土の樂果に限るか如くなれども、然らず、第二帖<sup>二</sup>コノ信心ヲ獲得セスハ極樂ニハ往生セスシテ無間地獄ニ墮



在スヘキモノナリと、同<sup>註</sup>ニミナヒトノ地獄ニオナテ苦ヲウケンコトヲハナ  
 ニトモオモハスとあるか如きは、地獄の苦果に通するなり、若し其適切の文  
 を出さば、帖外四<sup>通</sup>、初に人間ハ老少不定ノサカヒニテ候間世間ハ一旦ノ浮  
 生後生ハ永生ノ樂果ナレハとありて、次に後生トイフコトハナカキ世マテ地  
 獄ニツル事ナレハイカニモイソキ後生ノ一大事ヲ思ヒトリテとあり、爾れ  
 は後生の言苦樂に通すること明かなり、是はもと轉迷開悟は佛教の大益なり、  
 あらゆる佛教此利益を求めざるはなし、況んや弘願一乘の法門、速に生死の  
 迷ひを離れて、涅槃の證りを要期するに於てをや、其轉迷の方にては、後生  
 とは生死の苦果なり、開悟の方にては、後生とは涅槃の樂果なり、是れ一體  
 の表裏なり、恰も闇去明來の如し、故に後生の言、苦樂の二意を含むと知る  
 へし、然るに後生の言、多くは願ふへき淨土の樂果に就て示したまふは、今

家相傳の本意を顯したまふところなり、其故は淨土見聞集<sup>四</sup>、禪聖人ノ御相  
 傳ニハ欣求ヲサキニシ厭離ヲノナニセヨトノタマヘリソノユヘハマツ穢土ヲ  
 イトヘトス、ムトモ凡夫ハイトフコ、ロアルヘカラスコレヲイトハセントス  
 ルイトマニマツ欣求淨土ノユヘチキカセヌレハチシヘサレトモ信心ヲ獲得シ  
 ヌレハ穢土ハイトハル、ナリトオホセアリケリトアルニテ知ルヘシ。  
 サラニ男女老少ヲエラハサルモノナリとは、信卷御自釋<sup>六</sup>、凡按大信海不  
 簡貴賤縑素不謂男女老少とある御言に依りたまふ、是れ聖道の諸教に異  
 なることを示さんか爲に、ここさら男女老少ヲエラハサルモノナリとのたま  
 ふは、聖道門にては、女人は佛法非器と捨てられ、老人は甘蔗の滓の如く、  
 出家讀誦坐禪の三種の味なしと嫌はるれども、他力眞宗の法には、男女老少  
 の簡ひなしと、此御文の所詮を示したまへり。



サレハコノ信ヲエタルクラ非テ經ニハ即得往生住不退轉トトキ釋ニハ一念發起  
入正定之聚トモイヘリ

二明獲信位二、初學文、サレハ上を承る辭なり、コノ信とは、上の段  
の一念歸命の信心のことなり、經ニハ即得往生住不退轉とは、願成就の文を  
引きたまふ、上の一念歸命の他力の信心とは、成就の聞其名號信心歡喜の一  
念なり、此信を得たる位を、即得往生住不退轉と説けり示す意なり、此文  
一宗の至要にして、容易に辨し難し、今略して云は、一多證文、此二句  
を釋して、信の一念同時に正定聚の位にさたまること、して、現生不退の  
義を示したまふ、行卷に、經言即得釋云必定と、願成就の即得と、易行品  
の必定とを會合して現生不退の義を成立したまへり、他流にはこの即の字を  
異時即と見て、彼土の不退とし、今家には同時即と見て、此土の利益とする

ここ常の如し、然るに此經文の當相より見れば、彼土不退にて、深く經意を  
探れば現生不退なり、其義六要三、顯に淨土の不退、隱に現生不退と釋し  
てあり、此不退に隱顯を立ることは、眞要鈔末にも出る、此隱顯と云は、  
方便を顯と云ひ、眞實を隱と云か如き隱顯に非ず、眞實の法門の中、文相に  
顯れたるを、文の底に隠れたるを分つ名目なり、存師は、他流に對して、  
經の文相に就て、彼土不退を立てたまへとも、其實義は現生不退にあること處  
々に出る、六要二一十、不退に付き、彼此二土の差別を明すに三義を立て、  
一に此土不退、二に他土往生、三に餘佛の益は此土不退、彌陀の益は淨土往  
生と云て、今家之意三義之中以第一義爲論正意故可用之とあり、眞要鈔  
本、即得トイフハスナハナウトナリスナハサウトイフハトキテヘタテス日  
チヘタテス念チヘタテサル義ナリ乃至ウルトイフハサタマルコ、ロナリとあ



り、是れ存師の本意なり、住不退轉とは、不退正定聚とは同位なること銘  
 文本<sup>紙四</sup>、一多證文<sup>紙六</sup>等に出る、然るに此正定聚不退轉云も、斷惑證理の定  
 まれる位にあらず、念佛行者、法徳として得るところの寄顯の利益なり、故  
 に行卷引用の十住論には、初歡喜地不退に寄顯し、信卷引用の淨土文には、  
 一念往生便同彌勒と、等覺不退に寄顯してあり、是れ信の一念に往生定まり、  
 佛になるへき身と定まることには、初歡喜地に當り、次生佛果に至る身  
 と定まることには、等正覺に當るなり、其義知るへし、釋ニハ一念發起  
 入正定之聚トモイヘリと、此一段、帖外一<sup>五</sup>の如く、コノクラ井ノ人ヲ龍樹  
 菩薩ハ即時入必定トイヒ、曇鸞和尚ハ一念發起入正定之數ト釋シタマヘリと、  
 具さに二文を引きたまふへき筈なれども、龍樹の釋を略するか故に、もの字  
 を使ひたまふ、帖外には、二文並へ引くか故にももの字なし、然るに、此文は

論註上<sup>初</sup>、以信佛因緣乃至即時入大乘正定之聚とある文の取意なり、一念  
 發起とは、信佛因緣の意なり、此一念發起の言は、成就の信の一念を、如來  
 會には能發一念淨信とあり、此能發の言に、起の字を加ふれば、一念發起と  
 なる、正しく一念發起の熟語は、末燈鈔<sup>四二</sup>、一念發起信心ノトキとあり、  
 改邪鈔末<sup>紙六</sup>凡夫往生ノ得否ハ乃至一念發起ノ時分ナリと、是くの如く、信佛  
 因緣の言を、一念發起と換へたまふは、愚鈍の者をして、聞て信の取り易き  
 やうにごある御深切なる思召なりと知るへし。  
 コレスナハナ不來迎ノ談平生業成ノ義ナリ  
 二結成、コレスナハナとは、上を抑へたる言にて、上に此信をねたる位を不  
 退轉なり正定聚なりとある、是即ち不來迎の談、平生業成の義なりと云こと  
 なり、此文は眞要鈔本<sup>紙八</sup>親鸞聖人ノ一流ニオヒテハ平生業成ノ義ニシテ臨終



往生ノソミヲ本トセス、不來迎ノ談ニシテ來迎ヲ執セスとあるに依りたまふ、是れ他流未談今家不共の義なり、此平生業成、不來迎の義は、吾祖より傳へたまふは勿論なれども、平生業成のことは、覺師の改邪鈔本<sup>三</sup>、平生業成ノ他力ノ信行とあり、不來迎の名目は、存師の眞要鈔より出る、上に引きたるか如し、然るに此平生業成不來迎のことは、次下<sup>四</sup>に至りて委しき問答あれは彼こに至りて辨すへし。

和讃ニイハク彌陀ノ報土ヲチカフヒト外儀ノスカタハコトナリト本願名號信受シテ寤寐ニワスル、コトナカレトイヘリ

二引讚文釋成二、初引讚文、是は此御文の初に、當流親鸞聖人ノ一義と標して、外相を論せず、唯信心を要とすることを述べたまひたに就て、其常流聖人の御教化は何れにありやと云に付き、今和讃を擧て之を示したまふなり、

此讚文は、源信和尚の釋文に依る、要集中本<sup>三</sup>、行住坐臥語默作々乃至寤寐莫忘とあり、此讚文の意を、次の段に釋したまふなり。

外儀ノスカタトイフハ在家出家男子女人ヲエラハサルコ、ロナリ

二釋讚意二、初釋上二句、外儀とは、外は外相、儀は威儀にて、之を解するに二意あり、一に要集の文より見れば、外儀ノスカタトハ、行住坐臥の四威儀のことにて、和讃の草本の左訓この意なり、二に述懷讚に、外儀ノスカタハヒトコトニ賢善精進現セシムとあるより見れば、外儀のすかたとは、形ちに現はるゝ相のこことなり、今の和讃の意は、此二義に通する故、後義に就て、在家出家男子女人ヲエラハサルコ、ロナリと示したまふ、コトナリとは、コトナリトイヘトモと云意なり、之に付き、此和讃、上の二句の中、上の句を釋せず、第二句のみを釋したまふは如何と云に、是は今の正所用に約す、



上に出家發心ノ形ヲ本トセス捨家棄欲ノスカメヲ標セスメ、一念歸命ノ他方ノ信心ヲ決定セシムルトキハサラニ男女老少ヲエラハサルモノナリとあるを成立せんか爲に、引きたまふか故なり。

ツキニ本願名號信受シテ寤寐ニワスル、ユトナカレトイフハカタナハイカヤウナリトイフトモ又ツミハ十惡五逆謗法闍提ノトモカラナレトモ廻心懺悔シテフカクカ、ルアサマシキ機ヲスクヒマシマス彌陀如來ノ本願ナリト信知シテフダコ、ロナク如來ヲメノムコ、ロノチテモサメテモ憶念ノ心ツチニシテワスレサルヲ本願タノム決定心ヲエタル信心ノ行人トハイフナリ

二釋下二句二、初正釋義意、是より、下の二句を釋して、上に明せる一念歸命の信心の相を詳かにし、而も報謝の稱名までを明したまふ、カタナハイカヤウナリトイフトモは、下の二句を釋せんとして、先初に上の二句の意

を重ねて擧げたまふ、上に在家出家男子女人ヲエラハサルコ、ロは、形ちは何様なりとも云こと、其上、又罪は十惡五逆等と機相のあさましき輩なれども、救ひたまふと示す意なり、又十惡五逆乃至信心ノ行人トハイフナリとは、正しく他方の信相を示したまふ、初の段は、法事讚上紙六五逆之與十惡罪滅得生謗法闍提廻心皆往の文に依りたまふ、十惡五逆謗法のこと知るへし、闍提ハは梵語にて、具さには一闍提と云、北本涅槃二十六阿、善男子一闍名信提名不具不具信故名一闍提とあり、佛法を信する縁のなき者なり、之に付き、十惡五逆謗法闍提は罪の輕重の次第と見ゆる、然るに十惡より五逆は重く、五逆より謗法の重きことば知り易し、論註上三、五逆より謗法の重罪なることを示してあり、其謗法より闍提の重きは如何と云に、此闍提は佛法に於て、都て信謗なき者なり、然るに謗りてこそ罪深かるへし、



誑らざる者なれば、無罪なるに似たれども、佛の衆生濟度の慈悲より云へは、  
信順を因とし疑誑を縁とすれども、信誑ともになければ、度生の縁の盡きた  
るものなり、故に最も重罪とするなり、六要鈔一紙六見るへし、北本涅槃十九  
七、一闍提者不信因果、無有慚愧、不信業報、不見現在及未來世、  
不親善友、不隨諸佛所說教誡乃至如世死屍醫不能治、一闍提者亦  
復如是、佛世尊所不能治二あり、知るへし、廻心懺悔三は、此廻心四に  
二義あり、一に以前の惡心を翻して善心になるを云ふ、第四帖五、コノ廻心  
懺悔チキ、テモケニモトオモヒテオナシク日コロノ惡心チヘルカヘシテ善心  
ニナリカヘル人モアルヘシ六あるか如し、二に自力の心をひるかへして他力  
に入るを云ふ、唯信文意三廻心トイフハ自力ノ心チヘルカヘシスツルチイフ  
ナリ七、歎異鈔八ニ廻心トイフコトダ、ヒトダヒアルヘシ乃至モトノコ、ロ

ヲヒキカヘテ本願ヲタノミマイラスルチコソ廻心トハマウシサフラヘ九ある  
か如し、懺悔一〇は、懺悔過にて、梵語一漢語を並へ擧けたるものにて、日  
頃の罪過を追悔して、改むることなり、此懺悔の作法は、聖道門にては種々  
あれども、近くは禮讚に廣略要の三品の懺悔を明してあり、今此懺悔は上の  
廻心二に二義あるか如し、然るに此廻心懺悔は、文面にては日頃の惡心を翻し  
て善心になることなり、其惡心を翻して善心になることか、即ち彌陀の本  
願他力を信するときなれば、此廻心懺悔、即ち自力の心を翻して、他力に歸  
するところなり、故に義は二義に通するなり、カ、ルアサマシキ機チスクヒ  
マシマス彌陀如來ノ本願ナリト信知シテ三、カ、ル四は、かくあること云五  
上のつみは十惡五逆等六あるを承て、カ、ルアサマシキ機七のたまふ、此一  
段は、散善義の法の深信の釋、彼阿彌陀佛四十八願攝受衆生の意八、禮讚の



信知本弘誓願の意を會合して示したまふなり、さて此他方の信相を明す一段は、初に二種深信の釋意に依り、次にフタユ、ロナク如來ヲタノムコ、ロ等は、一心歸命の意を示す、是は一心二種は開合の異なり云ことを知らしめたまふ、是より次下<sup>三</sup>同<sup>七</sup>、乃至第五帖<sup>十二</sup>等、皆此所明の體勢なり、故に此御文ツミハ十惡五逆ヨリ廻心懺悔シテまては惡心を翻し自力を捨る相を示し、カ、ルアサマシキ機ヲスクヒマシマス以下は、正しく二種深信の相を示す、之を他の御文に對照すれば、法の深信のみを明すに似たれども、是は機の深信を法の深信に攝して明したまふなり、故に初にフカク云ひ、後に信知シテ云て、中間に機法二種の相を明し、フカク信知シテの言、機法に通すること知らしめたまふ、尙此二種深信のことは、此下<sup>七</sup>に至りて辨すへし、フタユ、ロナク如來ヲタノムコ、ロノ等は、初起の一念より、後念相

一〇八

續に亘りて、他方の信相を明したまふ、フタユ、ロナク如來ヲタノムコ、ロは、初一念の信相なり、子テモサメテモ憶念ノ心ツキニシテワスレサルヲは、後念相續なり、本願タノム決定心ヲエタル信心ノ行人とは、上を承て結ひたまふなり、憶念ノ心ツキニシテは、卷頭の和讃の言なり、憶念の名目は、易行品<sup>紙八</sup>、是故常應憶念<sup>紙八</sup>とあり、憶念の釋名は、清涼大疏鈔<sup>三十</sup>四上<sup>十五</sup>攝法在<sup>紙八</sup>心故名憶念とあり、憶は憶持、念は明記不忘にて、本願をもちて忘れさることなり、然るに此憶念の釋に二途ありて、信卷に憶念即是眞實一心と云ひ、正信偈に憶念彌陀佛本願とあるか如きは、一念の信心に約す、唯信文意<sup>紙十</sup>、憶念トイフハ信心マコトナルヒトハ本願ヲツキニオモヒイツルコ、ロナタエスツキナルナリとあるか如きは、後念相續に約する釋なり、其中今の憶念は後念相續に約する義なり、これ一念と後念とは、其體同一に



して初後の別あるのみなれば、更に別義なりと思ふこと勿れ、ツチニシテモ  
は、此つねの言には、相續常と不斷常の二義を含めり、故に上に引きたる唯  
信文意の憶念の釋に、つね云言二ヶ所あり、初のツチニオモヒツル云  
は、こきく思ひ出たす相續常なり、後のタエスツチナルナリ云は、憶念  
の心間斷せざる不斷常なり、佛地論七<sup>四</sup>常に、本性常、不斷常、相續常を分  
つ、只今のつねは、所得の信體に約せは不斷常なり、選擇集本<sup>附</sup>、憶念不  
間斷とあり、淨土讚には、心不斷ニテ往生スとあり、又能得の機邊に約せは  
相續常なり、論註上細心々相續無他想間雜とあり、ワスレサルヲ云は、如來  
をたのむ心の忘失せざるこことなり、之に付き、此御言に、如來ヲグノム心ノ  
チテモサメテモ憶念ノ心ツチニシテワスレサルヲ云あれども、一時煩惱百千  
間の凡夫なれば、常に忘れざることは、難きに非すやと云に、是はチテモサ

メテモ云は、時節を簡はさることを示す、晝夜間斷なく思ひつゝける云  
ここに非す、煩惱の所爲にて、思ひ出さゝる時もあれども、何時思ひ出して  
も信心の變らず、思ひ浮へらるゝか忘れざる相なり、故に衆生の機に約すれ  
はつねは相續常と云は此謂れなり、さて此一段に、前には如來ヲグノムと  
あり、後には本願ヲグノムとあり、爰に於て、世人彌陀をたのむか、本願をた  
のむかと惑ふ者あり、抑彌陀は人なり、本願は法なり、人法は不離にして、  
人に離れたる法もなく、法に離れたる人もなし、故に具さにいへは第四帖<sup>通二</sup>  
の如く、具さには彌陀如來の他方本願をたのみと云へし、略しては彌陀をタ  
ノムとも、本願をタノムとも云へし、第五帖<sup>通八</sup>阿彌陀如來御身勞アリテ南無  
阿彌陀佛トイフ本願ヲグマシクテモ、阿彌陀如來は能成の人なり、南無  
阿彌陀佛は所成の法なり、醫者の辛勞して藥を製したりと云はんか如し、故



に所成の法を、能成の人に從へて云へは、彌陀ヲダノム云ひ、能成の人を、所成の法に從へて云へは、本願ヲタノム云ふ、更に偏すへからず、決定心のここは、當帖通初の如し、信心ノ行人とは、次下通三には信心ノ行者とあり、又通七には念佛ノ行者とあり、又通十三には、信心決定シタル念佛ノ行者とあり、是は信行不離にして、信心には念佛を具し、念佛には信心を具するか故に、何れにても妨なし、是れ信心を得て念佛を申すによりて行者と名くるか云に理固より然るへしといへども、而も信心の人を直に行者と云ふ、其例は探玄記四四六十心起願稱行とあり、大本四教義九九行以進趣爲義と云ひ、末燈鈔五五行トイフハ善ヲスルニツイタイフコトハナリとあり、故に信心にもあれ、念佛にもあれ、行人と云ひ、行者と名くるを知るへし。

サテユノウヘニハタトヒ行住坐臥ニ稱名ストモ彌陀如來ノ御恩ヲ報シマウス念

佛ナリトオモフヘキナリ。

二報恩稱名、ユノウヘとは、信心決定の後のことなり、此信後の稱名を報恩の爲と云ふこと、前の大意の下にて辨したるか如し、タトヒとは、不定を示す詞なり、至極短命の機ならば、信心決定するのみにて信後の稱名を待たずして往生すへし、若し命ちのひゆく機ならば、一生涯行住坐臥に稱名すといへども、報恩の爲と思ふへしと云ふことなり。

ユレキ眞實信心ヲエタル決定往生ノ行者トハマウスナリアナカシユク。

三總結、前來、一念の信心より、報謝の稱名までを明し已るか故に、總して結ひたまふ文なり。

アツキ日ニナカル、サセハナミタカナカキクフテノアトソオカシキ。

二奥書二、初詠歌、此御歌を解するに、異説あれども、是は此一通の御文を



製作したまへることをは、卑下謙退する思召ご見ゆる、アツキ日ニナカル、アセご云は、此御文は文明三年七月十八日、殘暑甚しく、汗の流る、時分の御製作なれば、アツキ日ニカ、ルアセごのたまふ、ナミタカナごは今爰に汗ご涙ごを並へ出したまふは、此御文の中に、十惡五逆謗法闡提ノトモカラナレトモ廻心懺悔シテごありて、其懺悔をするには、禮讚にある如く、實に我身の罪の深きごを懺悔するには、遍身より汗を出し、眼より涙の流る、筈なれごも、我身はあさましき凡夫にて、懺悔の爲には汗も出てす涙も流れさなれば、せめては、熱き日に流る、汗を、廻心懺悔の汗や涙にこりなすはかりご云ごを、ナカル、アセハナミタカナご示したまふ、此アセハナミタご云は、天爾於波より見れば、汗を涙ご取り成す意ご見ゆる、古今集春部大友黒主の歌に、春雨のふるはなみたか櫻花ちるをおしまぬ人しなればご、春雨

のふるは涙には非されごも、櫻花の散るを惜み歎く心から、春雨のふるのか即ち歎きの涙なりご取り成したる歌なり、今准して知るへし、カキテクフテノアトソオカシキご云は、上の句に、我身のアサマシキコトヲ述へて、自身の懺悔さへも出来ぬ身か、御文を作り、筆跡を後に残して、人を教化するご云は、耻つへきごなりご云意なり、オカシキごは、可笑ご云ごにて、オカシキごは、はつかしき意、耻入るへきごなりご謙退したまへるなり。文明三年七月十八日、二年時。

第一帖 三 通

マツ當流ノ安心ノヲモムキハ。

此一通大分二、初本文三、初標擧、此一通を獵漁の御文と稱す、此御文の由



來は毫攝寺之記に依れば、越前吉崎浦の漁父、彌藤治の願ひに由りて、賜りたる御文なりとあり、當流ノ安心とは、禮讚に安心起行作業とありて、淨土門の中、西鎮等の他流に於ても、皆之を談することなれども、ここさら當流に於ては、安心を以て肝要とす、其義は、覺師の改邪鈔本ニ「ソレ淨土一門ニツイテ光明寺ノ和尙ノ御釋ヲウカ、フニ安心起行作業ノ三ツアリトミヘタリ、ソノウケ起行作業ノ篇ヲハナチ方便ノカタトサシタイテ、往生淨土ノ正因ハ安心ヲモテ定得スヘキヨシヲ釋成セラル、條顯然ナリ、シカルニ吾大師聖人ユノユエヲモテ他方ノ安心ヲサキトシマシマスとあり、此安心起行作業の中、他流に於ては、起行の方をさきとし、念佛の數を取りて往生の因とするなり、今當流は、他流と異なり、安心をさきとす、故に先安心の趣きを述ふへしと標舉したまふ、安心の釋名は、字書に依るに、安は靜也定也置也

等とあり、是には種々の義あれども、般舟讚經、安心定意生安樂とあれば安定の義とするを親しとす、是れ安心定意と熟して、疑ひ危ふみの心を離れて心の大丈夫に落著くを安心と云ふ、安心即ち信心にして決定心なり、此安心の名目を信心の異名に用ひたまふは、善導大師を以て始めとす、尙第二帖經安心トイフ二字ヲハヤスキコ、ロトヨメルハコノコ、ロナリとあるは、易往他力の宗義より釋したまふものにて、安心の名義の當分の釋には非ざるなり。アナカチニワカユ、ロノワロキチモマタ妄念妄執ノコ、ロノチコルチモト、メヨトイフニモアラスタ、アキナヒチモシ奉公チモセヨ獵スナトリチモセヨ。

二別明二、初學所被機、彌陀の本願は十方衆生を對機として、凡聖善惡を簡はされども、ここさら凡夫を本とし、其凡夫の中に於ても、下劣の機を簡はさることを明す、其下劣の機相を明すに、初には意業に約し、後には身業に



約す、ア。ナ。カ。ナ。の詞は、次上の御文に出てたるか如し、ワカユ、ロノワロキ  
 ナモこは、凡夫性得の悪性を示す、其體三毒の煩惱なり、散善義に、貪瞋邪  
 偽奸詐百端惡性難侵、事同蛇蝎ニあり、述懷讚に、惡性サラニヤメカタシ  
 コ、ロハ蛇蝎ノコトクナリニ示す是なり妄念妄執ニは、眞要鈔本ニ顛倒ノ妄  
 念ハツチニタヘサレトモニある妄念のこニにて、述懷讚に、妄想顛倒ノナセ  
 ルナリニあり、妄念は虚妄の念慮にて實體なきものを實ありニ思ふ、常樂我  
 淨の四顛倒ニ云か如く、無常を常ニ思ひ、不淨を淨ニ思ふか如き、顛倒の虚  
 妄分別なり、之を妄念妄執ニ云ふ、此妄念ニ妄執の別は如何ニ云に、妄念は  
 始につき、妄執は終につく、凡夫の心、六塵の境を縁して、顛倒の念慮を起  
 すを妄念ニ云ひ、それを堅く執著するを妄執ニ云ふ、法苑珠林四十六ニ、惟  
 無三昧經を引て、一日一宿有八億四千萬念念々不息、一善念ニ者亦得善

果報、一惡念ニ者亦得惡果報、如響應ニ聲如影隨形ニあり、大安般守意  
 經序に、彈指之間心九百六十轉、一日一夕十三億、意々有ニ一身、心不自知、  
 猶被種夫也ニあり、吾等日夜妄念を起して一々未來の惡報を感ずれニも、  
 更に之を知らず、之を種夫に喩ふ、種夫ニは農夫か種を蒔きつゝ、種の數を  
 知らされニも、蒔きたる種は皆芽を生するなり、吾等も因果の理法亦是くの  
 如し、實に恐るべきことなり、ト、メヨトイフニモアラスニは、此妄念妄執  
 は凡夫の性得なり、大論三十一ニ、人喜ニ作諸惡故名爲惡性好ニ集善事  
 故名爲善性ニあり、性は不改の義なれば、止めんニ欲すれニも輒く止むるこ  
 と能はず、然るに聖道門に於ては、止惡作善を本ニとすれニも、當流の安心を  
 決得するに就ては、凡夫性得の惡なれば、強て之を止むるに及はずニ云ふニ  
 なり、黒谷傳三九、高野の明遍僧都、元祖へ念佛申す時、心の散亂し妄念



の起るをはいかゝすへきと尋ねられたるとき、元祖の答に欲界散地ニ生レタルモノ心ノ散亂セサルハナシ煩惱具足ノ凡夫イカテカ妄念ヲ止ムヘキ心ハナリ亂レ妄念ハ競イ起レトモ念佛スレハ彌陀ノ願力ニ乗シテ淨土ニ往生スルものたまへり、今も其意なり、タ、アキナヒチモシ等とは、身業の所作に簡ひなきことを示す、帖外一三、サレハカモノハキノミナカキチモツルノハキノナカキチモイロハスヲノレノスカタニテアキナヒチスルモノハアキナヒシナカラ奉公スルモハノ奉公シナカラサラニソノスカタチアラタメスシテ不思議ノ願力チ信スヘシとあるに同じ、アキナヒチは商賣なり、利を貪るを本とする職業なり、奉公とは、朝廷に仕へるのみならず、奴婢の類までを奉公人と稱して、己か身を主人に任せて自由ならざるものなり、獵すなりとは、獵とは山野に在りて鳥獸を取ることを、すなごりとは、漁の字にて、海川に在

りて魚類を取ることをなり、さて爰に商人と奉公と獵漁との三類を擧げたまふは如何と云に、此御文は、吉崎に於ての御製作なれば、彼の風土を按するに、海邊にして田畠の少なき所なれば、農業を營む者なく、漁獵をする者多し、又海上運漕に付き、商業者多く、隨て獵商人に使はるゝ奉公人もあるへし、右等の土地の情況に准して之を述べたまふと見ゆる、尙亦此三類はあらゆる人民の中、別して佛道修行の障りとなる所作を擧る意あり、之を以て本願の正機とす、信卷引用の、元照の彌陀經の疏に、具縛凡愚屠沽下類刹那超越成佛之法とあり、唯信文意屠ハヨロツノイキタルモノチコロシホフルモノコレハ獵師トイフモノナリ、沽ハヨロツノモノチウリカフモノナリコレハアキヒトナリ等と釋したまふ、此三類の中、最も罪の重きは殺生業なり、北本涅槃經十<sub>七</sub>十、一切畏<sub>三</sub>刀杖無<sub>二</sub>不愛壽命怨<sub>一</sub>己可爲<sub>二</sub>噓勿<sub>一</sub>殺勿<sub>二</sub>行杖<sub>一</sub>とあり、



其衆生の惜むところの命を奪ふは重罪なり、然れども、殺生を以て職業とする者なれば、止むを得ざることをなれば之をなすへしと示したまふ、歎異鈔に  
 一ウミカハニアミチヒキツリテ世ヲワタルモノモ、野ヤマニシ、チカリ  
 鳥ヲトリテイノチツクトモカラモ、アキナヒチモシ田島ヲツクリテスクル  
 ヒトモタ、オナシユトナリ、サルヘキ業縁ノモヨホセハイカナルフルマヒモ  
 スヘシトコソ聖人ハオホセサフヲヒシとあり、知るへし。

カ、ルアサマシキ罪業ニノミ朝夕マトヒタル我等コトキノイタツラモノチタス  
 ケントチカヒマシマス彌陀如來ノ本願ニテマシマスソトフカク信シテ一心ニフ  
 タコ、ロナク彌陀一佛ノ悲願ニスカリテタスケマシマセトオモフコ、ロノ一念  
 ノ信マコトナレハカナラス如來ノ御タケニアツカルモノナリ。

二示能被法二、初明他力信相、カ、ルアサマシキと云ことは、上の如し、

今は上の段に意業の惡、身業の惡を擧げてあり、其れを承けてカ、ルア  
 サマシキこのたまふ、罪業とは、通していへは上の御文に出てたる身三口四  
 意三の十惡なれども、今は妄念妄執より、商をもし、奉公をもし、獵漁の所  
 作をするを、通して罪業このたまふ、朝夕とは、且暮を擧て日夜を示す、晝  
 夜不斷の意なり、マトヒマルとは、惑の字にて西を東と思ひ、北を南と思ふ  
 如く、今惡道に沈む業を造り乍ら、更に辨へざる相なり、我等コトキとは、  
 善導大師、我等愚癡身このたまふ如く、蓮師御自身に引受けさせられて、安  
 心決得の相を示したまふ、イタツラモノとは、イタツラは徒の字にて、徒は  
 空也と註して、勞して功なきことなり、「いたつらにすくる月日はおほけれと  
 花みてくらす春をすくなき」と云如く、受け難き人身をうけ、値ひ難き佛法  
 にあひ乍ら、後世の大事を忘れて、罪業にのみ耽りて空しく一生を送るを徒



ら云ふ、ダスケントチカヒマシマス彌陀如來ノ本願とは、次上の御文のスクヒマシマス彌陀如來ノ本願とあるに同じ、さて此御文も、次上の御文と同じく、他方の信相を明すに、二種深信と、一心歸命の意を以て示したまふ、其思召上の如し、此御文も上の御文の如く、カ、ルアサマシキ罪業ヨリフカク信シテまては二種深信の意なり、是れも法の深信のみを明すに似たれども、是は機の深信を、法の深信に攝して示したまふ、故にフカク信シテの言、我等ユトキノイダツラモノナとある下に通する意なり、一心ニフダユ、ロナク彌陀一佛ノ悲願ニスカリテ等とは、一心歸命の相なり、一心とは淨土論の一心なり、論註上細釋あり、此一心に付き西山には、安心の一心と作業の一心とを分ち、而も淨土論の一心は作業の一心なりとす、鎮西には、安心の一心と起行の一心とを分ち、論主の一心は二に通すと定めて、建章の偈の一心は

起行の一心を明し、下卷に淳一相續の三信を明し、其結釋に是故論主建言我一心とあるは安心の一心を明すと云へり、今家には、一心は安心に限りて起行の一心、作業の一心と云名目は更になし唯此一心、初一念より臨終まで相續して、起行作業と伴なふて間斷なきのみなり、改邪鈔本三十一、他力ノ安心ヨリモヨホサレテ佛恩報謝ノ起行作業ハセラルヘキニヨリテとあるか如し、さて此論註の一心の釋二節あり、之を解するに異義あれども、初に念無碍光如來願生安樂とは、安心の當意に約するの釋にて、是は偈の歸命盡十方無碍光如來願生安樂國の文の意を取りて、一心を釋したるものにて、偈の所明、初に一心を標して、其一心の相を次に歸命盡十方無碍光如來願生安樂國と申へたるもの故、今一心を釋するに、次の歸命盡十方等の意を以て釋して、一心と云は唯無碍光如來を念して安樂淨土に往生せん願する意を顯す、即ち



一〇。心の一は無二の義にて、化卷に、一之言者爲無二之言也とあるに同じ、次に心心相續無他想間雜とは、後起相續に約するの釋にて、初起の一心の等流相續して臨終まで餘念の雜はらざるを一心と云と釋したまふ、然れども鎮西の如く起行の一心と云には非ず、一心は安心に限ることなれども、後起相續の方より釋する時は、一心の相明著にして、如實の一心なれば、いつまでもおもかはりせず相續するか故なり、之に付き、銘文に淨土論の一心を釋して、一心トイフハ教主世尊ノミコトヲフダコ、ロナクウダカヒナシとなりとあり、是は釋尊の教勅を二心なく疑ひなく信するを一心と云と釋したまふ、然るに論主の一心は彌陀の本願を信する一心なるに、釋尊の教勅に約して釋するは如何と云に、此一心は、釋尊の教勅に由り彌陀の名號の謂れを聞て發る信心にして、固より二尊一致なれば、釋尊の教勅は、彌陀の勅命を傳ふるより外

なし、故に釋尊の教勅を信したるか、即ち彌陀の本願を信したるなり、是れ彌陀の名號の謂れを聞くは、釋尊の教勅に由るか故に、初に世尊と喚ひ懸けたる所を承けて、釋尊に約して一心を釋したまふなり、尙此一心の釋に付き、御一代記三六十一一心トハ彌陀ヲタノメハ如來ノ佛心ト一ツニナシタマフカ故ニ一心トイフナリと、是は佛心凡心一體に約して一心を釋したまへり知るへし、フダコ、ロナクとは、二心なきことなり、彌陀一佛ノ悲願ニスカリテとは、第五帖通抑男子モ女人モ罪ノフカ、ラントモカラハ諸佛ノ悲願ヲタノミテモイマノ時分ハ末代惡世ナレハ諸佛ノ御ナカラニテハ中々カナハサル時ナリとありて、諸佛の悲願にてたすかることのかなはさる徒ら者は、彌陀一佛の悲願にすかるより外なしと云ことなり、スカリテとは、攀の字、或は縋の字なり、攀は木の枝などに取附いて登ること、縋は繩などに取附いて登ること、



文字は何れにてもよし、今彌陀一佛ノ悲願ニスカリテは、無疑無慮乘彼願力の意にて、無有出離之縁の徒らものをたすけたまふは彌陀一佛そと、餘念なく本願力に乗託する相を示したまふなり、メスケマシマシセトオモフコ、ロコは、後生たすけたまへと思ふ心なり、此後生たすけたまへ云こは、上に辨したるか如し、一念ノ信マコトナレハは、彌陀一佛ノ悲願ニスカリテ、メスケマシマセトオモフコ、ロ、即ち一念の信心なりと結ひたまふ、此一念こは、願成就の信心歡喜の一念なり、此一念を釋するに上に略して辨せし如く信卷に二釋ありて、一念者斯顯信樂開發時尅之極促こは、時尅に約す、是は名號の謂を聞き開き、他方の信樂を開發する時尅の速かなることを一念と名くこ云釋なり、一多證文<sup>三</sup>、一念トイフハ信心ヲウルトキノキハマリテアラハスコトハナリとあり、若爾らは、諸經論に談するところの、六十刹那

を一念と名くる一念と同なりやと云に、然らず、故に論註上<sup>三</sup>十因願の乃至十念の中の一念を釋して、問曰幾時名爲一念答曰百一生滅名一刹那六十刹那爲一念、此中云念者不取此時節也とあり、故に今此一念は、義寂の大經疏に、言一念者以事實爲一念非唯生滅刹那等、謂聞佛名歡喜迴向願生、此事得成以爲一念とあり、又止觀輔行八之一<sup>五三</sup>、言一念者非謂極促一刹那時、謂善惡業成名爲一念とあり、例して知るへし、之を論註顯深義記三<sup>七</sup>、事實の例に、天台の止觀に、三十四心斷見思惑祇是一念從假入空得慧眼照眞諦而得成佛とある文を引て、此是三藏菩薩四階成佛之時雖有三十四心斷結祇是一念事實故雖歷多刹那名一念也今亦同と云てあり、是は小乗教の菩薩は、三祇百劫の四階を歴て成佛する時、八忍八智九無間九解脫の三十四心に、煩惱を斷するを一念と云ふ、斷惑の事實か故に多



刹那を歴ても一念と名く云意なり、固より一念と云は時節に離れたるものには非されども、強ちに刹生滅の一念には非ずして、信心開發の極促を示す言なり、之に由りて、先輩は西山の論註の刪補鈔に、時節の念は即ち生滅の念なり、業事の念は即ち行法の念なりと分けたるを例に引きてあり、行法の念とは、本願の謂を聞きて信心開發することなり、然るに信卷に時尅の極促とあるは信心を開發する速かなることを顯す、時節の念を取るに非ざることを知るへし、次に言「一念者信心無二心故曰一念是名一心」とは信相に約す、是は名號の謂れを二心なく信することにて、此一念を論主は一心と名く云意にて、成就の一念を論主の一心に會合したまふ、然るに此一念を一心と釋するの例は、文句記八之一、次に「一念者非唯經於一念時頃指一心法名爲一念」とあり、知るへし、以上の一念の二釋、傍正あるに非ず、然れども吾

祖常に用ひたまふは時尅に約する釋なり、故に略本、及び一多證文には、前釋のみを出してあり、是は一念業成の宗義を成立したまふか故なり、此二釋合せて信の一念の釋なり、マコトナレハとは、一念の信心の眞實なることなり、之に付き、卷頭の讚には、信心マコトニウルヒトハとあり、正像末讚にはマコトノ信心ウルヒトハとあり、此マコトノ言、前後不同あるは如何と云に、是はマコトノ信心と云時は、虚假不實を簡んて、如來廻向の眞實信心なることを顯す、是は所得の信體に約する言なり、又信心マコトニト云時は、不如實修行を簡んて行者如實に信心を得ることを示す、是は能得の信相に約する言なり、其差別あることを知るへし、カナラス如來ノ御タスケニアツカルモノナリとは、且く六字の名號に配せは、上は南無の二字の意、これは阿彌陀佛の四字の意なり、其義を云へは、經の即得往生住不退轉、釋の攝受衆



生の意、カナラスとは、龍樹の即時入必定、善導の必得往生の必の字なり、必の字、行卷に、審也然也分極也と釋したまふ、如來ノ御タスケとは、現生に約すれば、正定聚の利益なり、當來に約すれば、滅度の利益なり、此御タスケの言には、正定滅度の二益を含めりと知るへし、此義、次下の御文正定滅度一益二益の問答の下にて委く辨すへし。

ユノウヘニハナニトコ、ロエテ念佛マウスヘキソナレバ往生ハイマノ信力ニヨリテ御タスケアリツルカタシケナキ御恩報謝ノタメニワカイノチアランカキリハ報謝ノタメトオモヒテ念佛マウスヘキナリ。

二示報恩稱名、信後の稱名の心得を示したまふ、イマノ信力とは、上の段に明せる信心のこごなり、信力の言は、行卷引用の十住論に、信力増上とあり、信卷引用の華嚴經に、信力堅固とあり、問曰第五帖通には不可思議ノ願力ト

シテ佛ノカタヨリ往生ハ治定セシメタマフとあり、今往生ハタマノ信力ニヨリテ御タスケアリツルとあり、是くの如く、願力と信力と差別あるは何の意そや、答云、是今家不共の他力廻向の信心なる謂れなり、其故は、法に約すれば願力なり、機に約すれば信力なり、所信の法全く能信の機となる、機法一體なれば、二にして不二、不二にして二なり、故に願力即信力、信力即願力なり、之を散善義の二河の譬喩に就て伺へば、二河の中間の四五寸の白道を、一ヶ所には衆生貪瞋煩惱中能生清淨願往生心と、行者の信心に喩へ、一ヶ所には、乘彼願力之道と、如來の本願に喩へてあり、これ喩は一にして、合法は二あり、是れ機に約すれば信心の白道なり、法に約すれば願力の白道なり、爰に於て、他力廻向の信心と云こご今こそ明かに知られたり、御タスケアリツルとは、御タスケアリオハリツルと云意にて、信の一念に往生治定



せしめ竟りたまふ意、これ平生業成の安心願解の相なり、是れ正定聚の利益にて、滅度の證果には非すご知るへし、故に信後の稱名は往生の因ごは思ふへからず、往生を定めたまへる御恩報謝ご心得て念佛申すへしご示したまふなり。

コレヲ當流ノ安心決定シタル信心ノ行者トハマウスヘキナリアナカシユク。

三總結、安心の外に信心なしご云ご次上の御文にて辨したるか如し、然るに名義に就て云へは、信心は所信の法に疑ひなきごご、安心は能信の機の安定するごごにて、其差別あれごも、其體は同一にして差異なしご知るへし。

文明三年二月十八日、二年時。

第一帖 四 通

抑親鸞聖人ノ一流ニナヒテハ平生業成ノ儀ニシテ來迎ヲモ執セラレサフラハヌ  
ヨシウケタマハリヲヨヒサフラフハイカ、ハンヘルヘキヤ。

此一通大分二、初本文五、初明平生業成二、初雙問二、初標問、此一通を自問自答の御文ご稱す、此御文の由來は、毫攝寺之記に二説を出せり、以下一々之を出さず、固より傳説を記したる者なれば、悉く信するごご能はず、直に彼記に就て見るへし。

此一通には、委しく五番の問答を設けて、他流未談、今家別途の法義を明したまふ、抑ごは、發語の辭なり、親鸞聖人ノ一流ごは、他流に簡別して一流の正義を述るか故に、祖師の御諱を標したまふ、其他流の中、別しては西鎮の二流を簡ふ、即ち五番の問答の中、初の二問答は鎮西を簡ひ、第三問答は西山を簡ひ、後の二問答も同しく西鎮を簡ふ意ありご見ゆる、其義下に至り



二三六  
て知るへし、平生業成ノ儀ニシテ來迎ヲモ執セラレサフヲハヌヨシコは、平生業成ニ、不來迎ニ雙へ問ふ、然るに兼正ありて、正しくは平生業成を問ひ、兼ては不來迎を問ふ、何んこなれば、答の文には平生業成の義のみを明して、不來迎の義は第二問答に出るか故なり、ウケタマハリヲヨヒサフヲフコは、何れより承りたるや云へは、眞要鈔本紙、親鸞聖人ノ一流ニオヒテハ平生業成ノ義ニシテ臨終往生ノソミヲ本トセス來迎ノ談ニシテ來迎ノ儀ヲ執セスコある一段を承けたるものなり、執コは、固執にて、思ひ固めること、他流には、設ひ佛名を稱念すとも、臨終の來迎あるに非されは、往生を遂難し固執することなれども、當流には不來迎コ立るか故に、來迎ヲモ執セラレサフヲハヌヨシ云へり。

ソノ平生業成トマフスコトモ不來迎ナントノ儀ヲモサラニ存知セスクハシク聽

聞ツカマツリタクサフヲフ。

二欲聞、上に雙へ問ふたる平生業成不來迎の儀をは更に心得す、委細に聽聞したいと願樂欲問せしなり。

答タイハクマコトニコノ不審モトモモテ一流ノ肝要トオホエサフヲフ。

二別答二、初嘆所問、此問を嘆するは、此不審によりて眞宗一流の肝要たる平生業成不來迎の要義顯はるゝか故なり。

オホヨソ當家ニハ一念發起平生業成ト談シテ平生ニ彌陀如來ノ本願ノ我等ヲダスケタマフコトハリヲキ、ヒラクコトハ宿善ノ開發ニヨルカユヘナリトコ、ロエテノチハワカチカラニテハナカリケリ佛智他力ノサツケニヨリテ本願ノ由來ヲ存知スルモノナリトコ、ロウルカスナハナ平生業成ノ儀ナリ。

二正答釋二、初約一念發起、上の二問の中、正しく平生業成の義を答へたま



ふ、當家とは眞宗一家なり、一念發起平生業成ト談シテは、鎮西には、臨終業成の義を立て、念佛の者も諸行の者も、臨終來迎の時、往生の業を成する云ふ鎮西宗要等に出る、西山には、諸行は念佛體内の功德として修するを許し、而も念佛を以て往生の業とすれども、即便往生當得往生の差別を立て、正因門に約すれば、即便往生にして、歸佛の一念に十劫正覺の昔に立戻り、淨土に往生し已りて、此身直に阿彌陀佛の證りに異ならず云ふ是れ平生往生なり、又正行門に約すれば、當得往生にして、一生の間稱へたころの念佛の功力に由りて、臨終來迎の時、往生の業を成す、是れ臨終往生なり、淨土竹林鈔等に出る、今當流には、一念發起平生業成と立て、臨終を待たず來迎をたのみす、平生の時、歸命の一念に往生か定まるなり、然るに平生と云へはさて、西山の如く往生し已りて、生佛不二の證りに至ると云

には非ず、平生の時、信を得ても、果縛の穢體の亡せざる間は、昔に變らぬ凡夫なれども、往生の業事成辨して、何時なりとも淨土に往生すべき身と定まることなり、一念發起のことは、上の如し、平生業成のことは、上の大意の下に辨し置きたるか如し、平生ニ彌陀如來ノ本願ノ我等ヲタスケテマフコトハリチキ、ヒラクコトハ等云は、平生業成の相を述べたまふ、彌陀如來ノ本願ノ我等ヲタスケテマフコトハリチキ、ヒラクコトハ等云は、信卷に願成就の聞の字を釋して、言聞者衆生聞佛願生起本末無有疑心是曰聞也とある文の意にして、ユドハリとは、理の字、道理のことなり、キ、ヒラクとは、佛願の生起本末を聞き聞くことなり、佛願の生起とは、本願のをこりなり、佛願の本末とは、因位の本願を本とし、果上の光明を末とす、是れ彌陀の因果二方を以て、一切衆生の苦を拔て樂を與へたいとあるか佛願の生起本末な



り、此道理をキ、ヒラクのか聞其名號なり、然るに爰にキ、ヒラクこのみありて、信することこのなきは如何と云に、上に引きたる信卷の御釋の如く、聞の字の中へ、信を攝めて釋したまふ、聞即信の意なり、一多證文<sup>三</sup>、キクトイフハ本願ヲキ、テウタカフコ、ロナキヲ聞トイフナリマダキクトイフハ信心ヲアラハスミノリナリと、最要鈔<sup>三</sup>、經釋ステニ聞ヲモテ詮要トセラレタリヨクキクトコロニテ往生ノ心行ヲ獲得スル條顯然ナリとあり、能く聞くところか即ち信すること、往生の心行を獲得することと相承したまへり、宿善ノ開發ニヨルカユヘナリトコ、ロエテノナシは、本願の謂れを聞て、信心獲得することは、宿善の開發によることを示す、略本に遇獲信心遠慶宿縁とある是なり、宿善開發のこと、口傳鈔上<sup>六</sup>に出る、宿善とは宿世の善根なり、開發とは、執持鈔<sup>七</sup>、宿善ノダチキサストキとあり、草木の種の、雨

露水土の縁に由りて芽を生ずる如く、彌陀の光明の縁に由りて、宿因のきさすを開發と云ふ、之に付き、西山には宿善に由りて法を聞くこと云は多分に約す、一分の宿善なき者も聞名得生の益を得ること談すれども、今家は然らず、第三帖<sup>通十三</sup>イツレノ經釋ニヨルトモステニ宿善ニカキレリトミヘタリとあり、慕歸繪詞五<sup>初</sup>、覺師と唯善坊との論ありて、教法ニアフコトハ宿善ノ縁ニユタヘ、往生ヲウルコトハ本願ノ力ニヨルとあり、設ひ下々品の惡人といへども、宿善なければ聞法すること能はず、故に往生要集下末<sup>十</sup>、是前世欣求淨土念<sup>二</sup>彼佛者宿善内熟今開發耳とあるは、下々品の惡人宿善を具することを示す文なり、さて此宿善に付き、鎮西には汎爾の宿善係念の宿善との二種を明す、今家列祖の上には此名目はなければ、其道理あることなれば、記事珠にも此名目を用ひてあり、汎爾の宿善とは、十九願の修諸功德、及び安樂集上<sup>四</sup>、三



一四二  
 恒値佛の如き是なり、係念の宿善こは、二十願の係念我國、及定善義財、過去已曾修習此法の如き是なり、大經の若人無善本こは、係念の宿善にして、清淨有戒者こは汎爾の宿善なり、尙亦常に出る各目に、宿因宿緣宿善宿善の三類あり、宿因は機に就き、宿緣は佛に就き、宿善は宿惡に對す、宿善こは宿世の見佛聞法の善根なり、之を宿因こす、宿因こ云も直ちに往生の因には非ず、總して此法に値遇する因縁を云なり、宿緣には順逆の別あり、順緣こは供佛聞法等ナリ、逆緣トハ謗佛疑法等なり、さて此宿善は自力なりや他力なりやこ云に、聖教の明訓なし、故に異説あり、一説に、自力他力は往生の因行に約する義門なり、宿善は値佛聞法の緣なれば自力他力を論すへからずこ、一説に、佛に約すれば他力なり、彌陀の衆生を攝化したまふに十八十九二十の三願あり、中に於て十九二十は方便にして十八願に入れ令んか爲なれば宿善こなる、是れ

彌陀の大悲に約すれば十九二十も普く衆生を救ひたまはんか爲の他力なり、然るに能修の機は自力なりこ、凡て宿善のこは、叢林集六下以下、宿善遇法の一題ありて、委しく明してあれこも、自力他力の論なし、而して、其終りに至りて、攝取ノ初ヲ宿善トシ、攝受ノ終ヲ往生トス、乃至宿善モ今現ノ信知モ、皆カノ佛願ノ衆生ヲ攝受シマヘル御恩也こあり、又開轍院の大經の口義に、宿作ノ善根豈異法ナランヤ、持戒座禪モ皆名號ノ功德、遇フ所ノ佛ハ皆彌陀ノ分身、或ハ依念彌陀三昧成等正覺ノ佛ナレハ、生々世々身ニ修シロニ行スルトコロ合諸衆生ノ功德ニアラスト云トナシこあり、爾れは宿善は自力他力に通するこ心得へし、御一代記五九、蓮如上人仰ラレ候、宿善メテダシト云ハワロシ御一流ニハ宿善有難ト申カヨク候由仰ラレ候こあり、是は他宗には過去に作したる善根を、佛果に至る因こするか故に、過去の善



根を喜びて宿善めてたしと云ふ、當流には宿善ありとも往生の因となるに非ず、宿善を縁として極難信の信心を得るか故に、有難しと申すかよく候と、自力他力の差別を御示しなされたるものなり、宿善ノ開發ニヨルカユヘナリトコ、ロエテノナミ云は、宿善の開發せざる以前は他力廻向の信心の謂れをも知らざりしに、宿善の開發によりて、本願の謂れを聞開く一念のたれに、佛智より信心を授けたまふと云ことなり、第二帖通九、宿善ノ開發ニモヨホサレテ佛智ヨリ他力ノ信心ヲアタヘマフとあるに同じ、ワカナカラニテハナカリケリの御詞は、上下に通すへし、其故は宿善開發スルモ、光明の他力にして我方らに非ず、本願ノ由來ヲ存知スルも、我方らに非ず、佛智他力ノ授ケニヨルミ云意なり、此義は執持鈔紙七、コノヒカリノ縁ニアフ衆生ヤウヤク無明ノ昏闇ウスクナリテ宿善ノマチキサス時マサシク報土ニムマルヘ

キ第十八ノ念佛往生ノ願因ノ名號ヲキクナリと、第五帖紙十ニコノ光明ノ縁ニモヨホサレテ宿善ノ機アリテ他力信心トイフコトヲハイマステニエタリとあるにて知るへし、佛智他力ノサツケニヨリテは、改邪鈔本十、彌陀ノ本願ハ佛智他力ノサツケタマフトコロナリとあり、此佛智他力とは、願々鈔紙五、法藏因中ノ強願ト正覺ノ彌陀ノ智力とある、因力に對する果力のここにて、因果の二方は一體にして不離なれども、今因力を果力に攝して佛智他力とたまふ、佛智即他力なり、因果二方の中、ここさら果上の智力を出したまふは、智慧は體、光明は相なれば、光明の縁に催はされて、信心を得ると云ことを顯したまふなり、口傳鈔上紙七、往生ノ信心ノサタマルコトハワレラカ智分ニアラス光明ノ縁ニモヨホシソタテラレテ名號信知ノ報土ノ因ヲウツシルヘシトナリコレヲ他力トイフナリとあるにて知るへし、サツケとは授與せらるゝ



ここ、第五帖<sup>通</sup>、彌陀如來ノ御カタヨリサツケマシク、メル信心トハヤカ  
 テアラハニシラレタリ<sup>二</sup>第二帖<sup>通</sup>佛智ヨリ他力ノ信心ヲアタヘタマフ<sup>三</sup>とある  
 にて知るへし、本願ノ由來<sup>二</sup>は、次上の彌陀如來ノ本願ノワレヲサケタ  
 マフコトハリ<sup>三</sup>のここなり、存知スル<sup>二</sup>云は、唯道理を知り分けたる分齊にあ  
 らず、彌陀の本願の謂れを聞き開き、深く信知することなり、スナハテ平生  
 業成ノ義ナリ<sup>三</sup>とは、宿善開發して本願を信する一念に、往生治定するか故に、  
 之を平生業成と名く<sup>二</sup>云意にて、信心決定の外に往生決定なし、末燈鈔<sup>初</sup>、  
 信心ノサタマルトキ往生マタサタマルナリ<sup>二</sup>とあり、故に信心決定のここ即  
 ち平生業成なり<sup>三</sup>と知るへし。

サレハ平生業成トイフハイマノコトハリヲキ、ヒラキテ往生治定トオモヒサタ  
 ムルクヲ<sup>二</sup>サケタマフコトハリ<sup>三</sup>を聞き開くことなり、往生治定トオモヒサタムルク

リ。

二約業事成辨、是は平生業成の義を明すに、往生の業事成辨に約して明す一  
 段なり、イマノコトハリヲキ、ヒラキテ<sup>二</sup>は、上の彌陀如來ノ本願ノワレヲ  
 サケタマフコトハリ<sup>三</sup>を聞き開くことなり、往生治定トオモヒサタムルク  
 ラ<sup>二</sup>サケタマフコトハリ<sup>三</sup>は、本願の謂を疑ひなく信して、往生治定<sup>二</sup>心の定まる<sup>三</sup>ところか、平  
 生業成なり、信心定まる<sup>二</sup>とき往生また定まる<sup>三</sup>か故なり、一念發起<sup>二</sup>住正定聚<sup>三</sup>  
 は、上の<sup>二</sup>に出でたるか如し、但し上には入正定之聚<sup>三</sup>とあり今住正定聚<sup>二</sup>とあ  
 るは、論註上<sup>三</sup>の言を取りたまへり、入も住も同じことなり、即得往生<sup>二</sup>  
 は願成就の文なり、是れ當段の正所明の平生業成を、論註と願成就を以て結  
 ひ止めたまへり、トモ云は、體一名異を顯す辭なり。

問 テイハク一念往生發起ノ儀クハシクコ、ヘラレタリ。



二明不來迎義二、初問二、初述已領、一。念。往。生。云は、信の一念に往生治定云云こなり、故に第二帖<sup>三</sup>、一念往生治定こあり、此一。念。往。生。云言は信卷に引きたまへる王日休の淨土文に、一念往生便同彌勒云ひ、覺師の口傳鈔下<sup>ニ</sup>眞宗ノ肝要一念往生ヲモテ淵源トス云ひ、同<sup>ニ</sup>平生ノトキ一念往生治定こもあり、之に付き、一多證文<sup>六</sup>淨土眞宗ノナラヒニハ念佛往生トマウスナリマタク一念往生多念往生トマウスコトナシこあるは、今こ相違するに似たれこも、是は一念にかたより、多念にかたよる者を誡めたまふ御言なり、今一。念。往。生。こあるは、信の一念に往生の定まることを示したまふものにて、一念往生こあればこて、一念に片よりて、多念の稱名を廢するに非すこ知るへし、一念往生發起ノ儀こは、具さには、一。念。往。生。一。念。發。起。の儀云云こ、是は上の問答に委しく述へてあり、故にクハシクコ、ロエラレ

タリこ、己に領得せしこを明せり。

シカレトモ不來迎ノ儀イマタ分別セスサフラフチンコロニシメシウケタマハルヘクサフラフ。

二問未領、第一問答の間に二段ある中、初の問は上の答に明し已りて、今は後の問を承けたるものなり、故に此第二問答は、第一問答より開出したるものにて、平生業成なるか故に不來迎なりこ示す意なり。

答テイハク不來迎ノコトモ一念發起住正定聚ト沙汰セラレサフラフトキハサラニ來迎ナ期シサフラフヘキコトモナキナリ。

二答三、初承前總答、不來迎の義を明すに、上の答に、一念發起のこき正定聚の位に住して、平生に往生の業事成辨せりこ分別せられたる上は、更に事新らしく來迎を期するに及はず、故に不來迎なりこ答へたまふなり、不來迎。



一五〇  
云は、叢林集四<sup>下</sup>、不來迎の名目を解するに、不期來迎、不事來迎、不可來迎、不是來迎の四義ありて、委しく釋してあり、四義の中、第一義を正として、餘の三義を傍とすへし、其故は次の御言に、來迎ヲ期シサフヲフヘキコトモナキナリとあり、期は要期にて、心まちにすることなり、不來迎と云は、平生の時、信の一念に攝取の利益に預り、往生治定せしことなれば、臨終の來迎をまつに及はざる義なり。

ソノユヘハ來迎ヲ期スルナントマウスコトハ諸行ノ機ニトリテノコトナリ眞實信心ノ行者ハ一念發起スルトコロニテヤカテ攝取不捨ノ光益ニアツカルトキハ來迎マテモナキナリトシラル、ナリ。

二示由正辨、ソノユヘハは不來迎の理由を述べたまふ、來迎ヲ期スルは諸行の機、不來迎は眞實信心の行人と示したまふは、次下に引く所の聖人の御

言に據りたまへり、抑淨土往生の行に二種あり、諸行と念佛なり、來迎は諸行往生の利益、攝取は眞實信心の利益なり、此攝取をは或は念佛の益と亦は信心の益とすることは、行信體一にして義門の不同なりと云こ常の如し、十九願の諸行往生の人は、設ひ平生に諸善萬行を修するとも、臨終の時、來迎の増上縁なければ化土までも生るへからず、又十八願の念佛往生の人は、信心定マルトキ往生亦定マリ、平生の時、攝取の益を蒙り、正定聚の位に住するか故に、來迎の儀式をまたず、臨終の時、無上涅槃を證得するなり。

問云、諸行往生の人、臨終來迎を期するは何の意そや、答云、漢語燈七<sup>紙五</sup>の意に依るに三義あり、一に臨終正念の爲に來迎あり、是は行者命終の時、疾苦身を逼めて、必ず境界、自體、當生の三種の愛心を起す、之に由りて、正念に往生し難し、其時、阿彌陀佛光明を放ちて、行者の前に現したまへは、



行者未曾有の事を見るを以ての故に、専心に歸敬して更に他念なし、又佛の悲念行者を加祐したまふによりて、妄念忽ちに止んで正念安靜なり、故に稱讚淨土經に、慈悲加祐令心不亂あり、之を元祖は明知非臨終正念故有來迎由來迎故臨終正念也とのたまへり、二に道路を指示せんか爲に來迎あり、是は來迎佛、行者の西方往生の道を案内したまふことなり、元祖漢語燈に藥師經を引て、彌陀の淨土に往生する者をは、臨終には菩薩來りて其道路を示すごある、何んごなれば、行者此度始めて十萬億の佛土を過て、西方の淨土へ往生することなれば、道路の先導なくんはあるへからず、臨終に彌陀如來もろくの聖衆と共に、彼行人を來迎引接したまふは、道路を指示せんか爲なり、三に魔事を對治せんか爲に來迎あり、是は元祖漢語燈に古語を引て、道高ければ魔高しご、佛道修行には必ず魔の障礙あり、菩薩三祇百劫

の修行已に成して正覺を唱へたまふ時、魔王來りて種々の障礙をなすことあり、況んや凡夫に於てをや、若し凡夫淨土に生すれば、魔王已れか眷屬の滅することを恐れて障りをなすへし、然るに阿彌陀如來、無數の化佛菩薩ご、光明赫奕ごして行者の前に現したまへは、魔軍近づきて障礙すること能はず、爾れは來迎は魔障を對治せんか爲なり、此等の義あるが故に自力の人は來迎を期するなり。

問云、自力の行者は前の三義あるか故に來迎を期する、然るに他力の行人も、前來の障礙ありて往生の本意を遂すしては不可なり、故に來迎引接を蒙らはいよく堅固なるへし、何故不來迎ご云や、答云、爰に於て、自力ご他力の差異を辨別して、他力金剛心の行人には、決して上の如き障礙なきことを知るへし、其故何んごなれば、第一に臨終正念の爲にごは、他力の行者は、臨



終に至りて始めて正念に住するに非ず、末燈鈔<sup>初</sup>、正念トイフハ本弘誓願ノ信樂サタマルナイフナリとありて、如來をたのみ一念の信心、これ正念なり、此正念臨終まで相續して、命終の時、淨土に往生す、故に平生の時已に正念に住するか故に、臨終正念を祈るに及はず、執持鈔<sup>十</sup>、死ノ縁無量ナリヤマヒニチカサレテ死スルモアリ乃至平生ノ一念ニヨリテ往生ノ得否ハサタマルモノナリとあり、第二に道路を指示せんか爲こは、他力の行者は、臨終來迎の時、始めて往生淨土の道を踏出すに非ず、平生の時、信決定の其日より、二尊の遺喚に信順して、願力の白道を歩み、晝夜日時西方に進みて、臨終捨命の夕へ、西方の淨土に到着するのみ、何ぞ始めて臨終のとき來迎佛の指示を待て、往生の道路を知るに及はんや、第三に魔事を對治せんか爲こは、他力の行者は、臨終に魔障なかるへし、何以故に、攝取の光明に攝護せらるゝ、

か故に、猶し白晝に奸盜をなし難きか如し、是れ信の一念より彌陀の光明の中に攝護せられ、命終の時、速に彼淨土に送りたまへは、更に魔障あるへからず、故に臨終マツコトナシ、來迎タノムコトナシこのたまふなり。  
問云、吾祖の判釋によれば、來迎は諸行の益、攝取は念佛の益とたまふ、然るに釋尊觀經には下三品に念佛を説いて來迎の益を示し、善導は散善義<sup>十二</sup>、明<sup>下</sup>所聞化讚但述稱佛之功我來迎汝不論聞經之事と、法事讚<sup>下</sup>、三念五念佛來迎と、元祖は選擇集末<sup>紙三</sup>、散善義の臨終來迎を明す釋を引たまへり、是れ來迎は念佛の益なるへきこと、經釋歷然たり、故に他流には來迎を本とす、然るに吾祖不來迎の義を成立したまふは如何、答云、此難は既に眞要鈔<sup>末</sup>に出て、存師密に之を答へてあり、其意は、來迎ヲ説クコトハ第十九ノ願ニアリ、爾レハ修諸功德トアル諸行ノ修因ニ報ヘテ來迎ニ預ルコトナレ



ハ、念佛往生ノ益ニハ非ス、然ルニ念佛ニ來迎ノ益ヲ説ク文アリイヘトモ、  
 聖教ニ於テ一往ノ義アリ、再往ノ義アリ、念佛ニ於テ來迎アルヘシト見ヘタ  
 ルハ、ミナ淺機ヲ誘引センカ爲ノ一往ノ方便説ナリ、深理ヲ顯ストキノ再往  
 眞實ノ義ニアラストコ、ロウヘシ云云、抑觀經にては、眞身觀に於て、念佛  
 の利益に攝取を説きたまふは、眞實の説なり、下三品に念佛に於て來迎の益  
 を説きたまふは方便の説なり、故に觀念法門<sup>一</sup>、但有專念阿彌陀佛衆生等  
 のたまひ、選擇集十六章の中には、光明攝取章ありといへども、臨終來迎章  
 はなし、次上に引きたる選擇集末<sup>三</sup>、散善義の文を引用したまへるは、念佛  
 に來迎の益あることを顯はさんごには非ず、彌陀の化佛來迎する時、聞經の  
 善を讚嘆せしめて、唯念佛の功能の勝れたることを讚嘆すと顯す爲に引たま  
 へり、故に之を化讚章と名く、爾れは善導元祖の本意も、念佛の益は攝取に

あり、來迎を出すは一往方便の説なりと知るへし、尙亦和語燈七<sup>紙</sup>、念佛往  
 生ノ人ハ報佛ノ迎ニ預ル雜行ノ人ノ往生ハ化佛ノ來迎ニテ候ナリとあり、眞  
 要鈔末<sup>五</sup>、親鸞聖人ノ御意ヲウカ、フニ念佛ノ行者ノ往生ヲウルトイフハ  
 化佛ノ來迎ニアツカラスモシアツカルトイフハ報佛ノ來迎ナリコレ攝取不捨  
 ノ益ナリとあるは、刻實の義門に非ず、此報佛の來迎とは、臨終の來迎に非  
 ず、信の一念の利益たる攝取の光益をさす、眞實報土の彌陀は、一坐無移亦  
 不動にして、攝取の光明を以て念佛の行者を守りたまふ、其攝取の益を來迎  
 とのたまひたるものにて、觀經の常來至此行人之所の意なり、此和語燈眞要  
 鈔の如きは、一往の方便説なり、實義は、來迎は諸行の益、攝取は念佛の益  
 と定めたまふにあり、此外唯信文意<sup>紙</sup>、來迎の二字を宗意に約して釋してあ  
 り、披き見るへし、此不來迎の義を詳にしたまふ今の一段なり、やかてとは



頓の字にて速なることを示す辭なり、此頃世間通俗のやかての辭には同しか  
らす。

サレハ聖人ノオホセニハ來迎ハ諸行往生ニアリ眞實信心ノ行人ハ攝取不捨ノユ  
ヘニ正定聚ニ住ス正定聚ニ住スルカユヘニカナラス滅度ニイタルカルカユヘニ  
臨終マツコトナシ來迎タノムコトナントイヘリコノ御コトハチモテコ、ロウヘ  
キモノナリ。

三引證結成、この聖人ノオホセは、末燈鈔紙初に出る、執持鈔紙初、眞要鈔本  
ニにも引てあり、何れも大に同じ、今それらを取意して引きたまふ、初の段  
は次上に示したまふに同じ、攝取不捨ノユヘニ正定聚ニ住スは、正像末讚  
に攝取不捨ノ利益ユヘ等正覺ニイタルナリとあるに同じ、等正覺ニ正定聚ニ  
同位なること、末燈鈔紙初の如し、正定聚ニ住スルカユヘニカナラス滅度ニイ

タルとは、證卷に出る言なり、滅度は成佛の果なり、垢障の凡夫のまゝにて、  
次生直に佛果に至るに非ず、信の一念に法徳として正定聚の位に住するか故  
に、往生即成佛の妙果を證す、之に由りて、正定聚ニ住スルカユヘニは、  
次生直に滅度の果を證する理由を成したるものなり、カルカユヘニ臨終マツ  
コトナシ來迎タノムコトナシとは知るへし、コノ御コトハチモコ、ロウヘキ  
モノナリとは結成の言なり。

問テイハク正定ト滅度トハ一益トコ、ロウヘキカマタニ益トコ、ロウヘキヤ。

三明正定滅度ニ、初問、上に辨したる如く、以上の三問答の中、初の二問答  
は鎮西を簡ひ、第三問答は西山を簡ふ、西山の即便往生、亦是平生往生と云  
は、歸佛の一念に十劫正覺の昔に立戻り、淨土に往生し已りて、此身直に阿  
彌陀佛の證りに異ならずと云ふ、是れ今家より見れば一益法門なり、此所立



か當流門下に紛れ込んで、心得誤をなすものあるに依て此問答を設けたまふ、正定ト滅度トハ一益トコ、ロウヘキカマタニ益トコ、ロウヘキヤコは、正定は、正定聚不退の位にて、佛果に至るへき身に定まること、滅度は涅槃の證りのことにて、僧肇の涅槃無名論に、滅度者言ハ大患永滅、超度、四流、ありて、大患とは分段變易の二種の生死なり、四流とは欲有見癡の四暴流にて、三界の煩惱なり、爾れは滅度とは、三界流轉の因果を離れたる證りのことなり、一益とは、現生にて一度に得る利益なりや、二益とは、現生と未來と二度に得る利益なりやと、兩關に間起する意なり。

答テイハク一念發起ノカタハ正定聚ナリコレハ穢土ノ益ナリツキニ滅度ハ淨土ニテウヘキ益ニテアルナリトコ、ロウヘキナリサレハ二益ナリトオモフヘキモノナリ。

二答、上に二重の間の中、二益の義を以て正意とするを答へたまへり、此答は、第二問答の言を承けたまふ、即ち眞實信心ノ行人ハ攝取不捨ノユヘニ正定聚ニ住ス正定聚ニ住スルカユヘニカナラス滅度ニイタルとある一段を承けたるものにて、一念發起ノカタハ正定聚ナリと、正定聚は現生に於て信の一念に得る所の利益にて、煩惱罪障あり乍ら、穢土に於て得る利益なりと示したまふ、此正定聚を現益とすることは、大意の下に略して辨し置けり、ツキニ滅度ハ淨土ニテウヘキ益とは、正定聚は穢土の益とあるに對して、滅度ハ淨土ニテウヘキ益ナルことを明す、三經文類初、現生ニ正定聚ノクラ非ニ住シテ、カナラス眞實報土ニイタルコレハ阿彌陀如來ノ往相廻向ノ眞因ナルカユヘニ無上涅槃ノサトリヲヒラクトあるか、此正定滅度ニ益の義門なり、之を帖外二通十一には、聖人ノ御一流ニハ定聚滅度ト立テマシノテ、雜行ヲ



一六二  
ステ、一心ニ彌陀ニ歸シテマツルトキ攝取不捨ノ利益ニアツカリ正定聚ノ  
クラ井ニサダメマフ、コレヲ平生業成トナツク、サテ今生ノ縁ツキテイノ  
チオハラントキサトリサヒラクヘキモノナリ、コレヲスナハチ大涅槃ヲサト  
ルトモ滅度ニイタルトモ申スナリとありて、今と同意なり、サレハ二益ナリ  
トオモフヘキモノナリとは、されはとは、しかの反さにて、サレハとは、し  
かれはと同じ辭にて、上を承る辭なり、此文は上に正定と滅度を、穢土の益  
と淨土の益とに分ち、義を成したるを承けて、一益には非ず二益と思ふへし  
と、思擇せしめたまふなり。

問 テイハクカクノコトクコ、ロエサフヲフトキハ往生ハ治定ト存シテキサフヲ  
フニナニトテワツラハシク信心ヲ具スヘキナント沙汰サフヲフハイカ、コ、ロ  
エハンヘルヘキヤコレモウケタハリタクサフヲフ。

四明信心具足二、初問、此第四問答は、同じく西鎮を簡ふ意あり、何んとな  
れは、西山は、往生決定は十劫の昔、彌陀の正覺成就の一念にあり、信心決  
定は今善知識に遇ふ時にあり、又往生決定は彌陀の方にあり、信心決定は衆  
生の方にあり、是れ往生決定と信心決定とは、生佛今昔の差別あり、鎮西は、  
信心決定は平生の時にあり、助け給へ南無阿彌陀佛と稱ふるころにて、信  
心決定し、臨終の時來迎佛の多少に隨ふて、九品の往生を決定する、是れ往  
生決定と信心決定とは、臨終と平生と差別あり、今家は、往生決定即信心決  
定にて前後なし、此他流の義を簡んで當流の正義を示すか、此第四問答なり、  
カクノコトクコ、エサフヲフトキとは、カクノコトクと云は、如是の二字に  
て、法を指す辭なり、是に上を指すこ、下を指すこの異あれども、今は上  
を指す如是なり、其故は、上來の三問答を以て、平生業成不來迎の道理を聽



一六四  
聞し、彼の教の如く心得るときは、往生ハ治定ト存シ候に、此外に煩しく信心を具足すへきなご、沙汰するは、如何なる事なりや、是も承り度存するご云ことなり、信心ノ具スヘキナシト云ごは何れにありやご云に、具は具足の義、觀經に、具三心者必生彼國ごあり、唯信文意<sup>三</sup>、具三心者必生彼國トイフハ三心ヲ具スレハカナラスカノクニ、ムマルトナリ乃至コノ一心カケヌレハ實報土ニムマレストナリごあり、信卷御自釋<sup>七</sup>、深了知信不具足之金言永應離聞不具足之邪心也ご誠めて、聞思具足の信心を勧めてあり、故に今其信心の具しやうを問ふ意なり。

答テイハクマコトニモテコノマツチノムチ肝要ナリ。

二答二、初嘆問、信心具足は一家の肝要なれば、所問を嘆したまふ、第二帖

三、祖師聖人御相傳一流ノ肝要ハタ、コノ信心ヒトツニカキレリ、第五帖<sup>三</sup>

一六五  
通一ダ、彌陀佛ヲ一念ニフカクタノミダテマツルコト肝要ナリトコ、ロウヘンごあり、其肝要たる信心具足のごを尋ねたる故、之を嘆したまへり。

サレハイマノコトクニコ、ロエサフラスカダユソスナハチ信心決定ノコ、ロニテサフラフナリ。

二答釋、イマノコトクご云は、上來の三問答に示したまへる、平生業成、不來迎、一念發起住正定聚の道理、是れ往生決定の相なり、此往生決定即ち信心決定なり、且く分けて云へは、南無の二字に離れぬ阿彌陀佛の四字の方より云へは往生決定なり、又阿彌陀佛の四字に離れぬ南無の二字の方より云へは信心決定なり、信心決定ご往生決定ご別體なく、前後異時に非ず、一念同時なり、故に末燈鈔<sup>初</sup>、信心ノサタマルトキ往生マタサタマルナリごのたまふ、故に第一問答の下に、彌陀如來ノ本願ノ我等ヲタスケタマフコトハリチキ、



ヒラクコトハ云ひ、イマノコトハリナキ、ヒラキテ往生治定トオモヒサタ  
 ムルごあり、第二問答の下には、眞實信心の行者ハ一念發起スルトコロニテ  
 ヤカテ攝取不捨ノ光益ニアツカルごありて、往生決定の相を述るごころに、  
 信心決定の相を述へてあり、故に上の所明の外に、別に信心決定の相なしご  
 示したまふ、此一問答の中、問の言にも、答の言にも、コ、ロエサフラフご  
 あり、此コ、ロエご云は、義理道理を知り分けたる分齊に非ず、自力の計ひ  
 をすて、深く信したる相なり、凝然の内典塵露章六十一、得意忘言ご云ごごあ  
 り、其本は莊子より出る言なり、彌陀の眞實を獲得して、教への言に執著せ  
 さるごころ、是れコ、ロエたる相なり、第五帖通五に信心獲得ストイフハ第十  
 八ノ願ヲコ、ロウルナリコノ願ヲコ、ロウルトイフハ南無阿彌陀佛ノスカタ  
 ナコ、ロウルナリごある御言にて、其意味を知るへきごごなり。

問テイハク信心決定スルスカタスナハナ平生業成ト不來迎ト正定聚トノ道理ニ  
 テサフラフヨシ分明ニ聽聞ツカマツリサフラヒナハリヌ。

五明信後稱名ニ、初問ニ、初述三已領、此問の言は、前來の四問答に明した  
 まふごころを該攝して擧たるものにて、信心決定スルスカタごは、第四問答に  
 明すごころを擧る、平生業成ごは、第一問答、不來迎ごは第二問答、正定聚  
 ごは第三問答なり、是れ上の四問答を、信心決定の一つに攝めたまふ、是れ  
 前に述るか如く、往生決定即信心決定の意なり、之を願成就の文より云へは、  
 聞其名號信心歡喜乃至一念は、信心決定なり、即得往生住不退轉は、往生決  
 定なり、何れも名號の利益なれば別體あるに非ざるなり、道理ごは謂れのご  
 ごなり、分明ごは、大經に昭然分明ごあり、道理の明了なるごごなり、聽聞  
 ツカマツリサフラヒナハリヌごは、前來の四問答を以て、信心決定の相は、



平生業成と、不來迎と、正定聚との道理なること、明かに聽聞し己れりこ、己に領解せし相を述る、これ次の問を引發さんか爲なり。

シカリトイヘトモ信心治定シテノナニハ自身の往生極樂ノタメトユ、ロエテ念佛マウシサフフヘキカマタ佛恩報謝ノタメトユ、ロウヘキヤイマタソノコ、ロチエスサフヲフ。

二問未領、此問答、亦他流を簡ふ意あり、其故は鎮西にては、一生涯稱ふる念佛は、すへて心存助給口稱南無と立て、心には助給へと思ひ、口に南無阿彌陀佛と稱ふるなり、西山にては、正因門の方にては、安心定得の上には、選擇集鵜木私記二紙に出る如く、念佛申すも三業の行も皆佛恩報謝なれども、正行門の方にては、行者の自力を以て三業の行を勵み、念佛を稱へ持戒等の行を勤めよ、それか因となりて淨土に生れて佛の内證外用の功德と顯はる、

と云所立なり、此等の立義を簡ひ、及び他流の勧めの當流門下に混入せしを誠めんか爲に、此問答を設けたまふと見ゆる、信心治定シテノナニハは、信後の稱名の心得を述べたまふなり、其信後の稱名は往生の業と心得へきか亦報恩の爲と心得へきやと、兩關に推問したるものなり。

答テイハクニノ不審マタ肝要トモソオホエサフヲフ。

二答三、初嘆問、此問は平生業成の宗義を成立するに就ては必要の問なるか故に嘆したまふなり。

ソノユヘハ一念ノ信心發得已後ノ念佛ヲハ自身往生ノ業トハオモフヘカラストタ、ヒトヘニ佛恩報謝ノタメトユ、ロエラルヘキモノナリ。

二正答二、初直示、ソノユヘハは、信後の稱名の理由を述る言なり、一念の信心發得已後ノ念佛とは、信後の稱名なり、發得とは、發起獲得の略語な



り、自身往生の業トハオモフヘカラスとは、信後の稱名も、稱名の行體は正定業にして、往生の因なれども、能稱の意許は報恩の爲と思ふて稱ふることなり、タ、ヒトヘニ佛恩報謝ノタメトコ、ロエラルヘキモノナリとは、上の二段の間の中、後の間に順して答へたまへり、此信後の稱名を報恩の爲と云ここ、一家の要義なれども、是は豫め大意の下にて辨し置きたることなれば、煩しきを厭ふて今は之を略するなり。

サレハ善導和尙ノ上盡一形下至一念ト釋セリ。

二引證二、初正引、此下は、口傳鈔下に依りたまふ、其文にイハユル上盡一形下至一念トヲ釋セラル、コレソノ文ナリシカレトモ下至一念ハ本願ヲタモツ往生決定ノ時尅ナリ上盡一形ハ往生即得ノウヘノ佛恩報謝ノツトメナリとあり、この上盡一形下至一念の言は、全文に非ず、禮讚、上盡一形下至

十聲一聲等と、同六三、若七日及一日下至十聲乃至一聲一念等とある、前後の文を合せて引きたまふと見ゆ、此一念の言は、行信に通すれども、此一念は一聲の外の一念なれば、信の一念なること明かなり、是れ覺師を相承したまふところなり。

下至一念トイフハ信心決定ノスカダナリ上盡一形ハ佛恩報盡ノ念佛ナリトキコエタリ。

二述意、問云、善導の釋に、上盡一形下至一念とあるを、今下至一念を前に釋して、上盡一形を後に出したるは何の意ぞや、答云、善導の釋は、彌陀の本願の約束の如く釋したまふ名號を稱念すること上盡一形より下至一念の者まで往生令むへしと誓ひたまふ、本願の上にては上盡一形の稱名も往生の因行を誓ひたまふなり、然るに覺師蓮師は行者の機受に約して示したまふか故



に、信の一念の時、往生治定せし後なれば、上盡一形の念佛は佛恩報盡の爲  
こ心得へしこ、行者の能稱の意許に就て示したまふ、之を第二帖<sub>通</sub>には、平  
生ノトキ一念往生治定ノウヘノ佛恩報盡ノ多念ノ稱名トナラフトコロナリ  
あり、上盡一形とは、上み一形を盡す云こことにて、我體たのあらん限り  
云こことなり、律に盡形壽戒云こことあり、一生涯持つ戒のこことなり、今もそ  
れこ同じ言なり、佛恩報盡のこことは、大意の下にて辨したるが如し。  
コレヲモテヨク、ユ、ロエラルヘキモノナリアナカシユ。

三結勸、此善導の釋を以てよく、心得へしこ結勸したまへり、此文は、別  
して云へは、第五問答の信後の稱名は佛恩報謝の義を心得よ云ここと、又總  
して云へは、五番の問答の中、初の四番の問答は、合して云へは信心決定の  
相た、第五番の問答は佛恩報謝の念佛なり、故に前來所明の五番の問答を善

導の釋に依りて、信心決定の相たこ、佛恩報盡の念佛なり云義を、よくよ  
く心得へしこ結勸する意なり。

文明四年十一月二十七日、二年時

第一帖 五 通

抑當年ヨリ事外加州能登越中兩三ヶ國ノ間ヨリ道俗男女群集ヲナシテ此吉崎ノ  
山中ニ參詣セラル、面々ノ心中ノトホリイカ、ト心元ナク候。

此一通大分二、初本文二、初勸誠徒衆三、初標ニ不審意、當年とは、奥書の  
如く、文明五年、蓮師五十九歳の時なり、是は次下<sub>通</sub>に出る如く、文明三年  
初夏上旬の頃より、大津を出てさせられ、越前加賀所々を御經廻なされ、其  
年の七月下旬より、吉崎に御在住にて、甚た御繁昌、諸人群集せしめ、加



越兩國の領主へも憚り、他宗の偏執を恐れ、文明四年正月の頃より、諸人の群集を停止したまへども、道俗男女ますく参詣せし趣き、帖外一通八に出る、此御文は其翌年二月の御製作にて、此年は、加賀能登越中兩三ヶ國の間より群参せり、故に此年改めて諸人の出入を停止遊はされたること、此下の通八に見へたり、加州能登越中兩三ヶ國の間は吉崎は越前の内、其次は加州、それより能登越中、國の並んである次第に列ねたまへり、道俗は、出家ミ在家なり、男女は俗の内にて分つ、末代無智の在家止住の男女ミ云か如し、此吉崎ノ山中ニ参詣セラル、面々ノ心中ノトホリイカ、ト心元ナク候ミは、參は觀也謁也詣は造也至也ミ註して、廣く通する言なれミも、世俗に、佛神の前に出るを参詣ミ云に倣ひたまふ、面々ミは、人の面は千萬人よせても不同なる者也へ、人々各別なることを面々ミ云ふ、人々ミ云ミ同しミことなり、

心元ナクミは、源氏筆木卷にも出る詞にて、心の落付ぬミことなり、是は事の外、加能越の遠方より群参するは何なる心中なりや、實に生死出離の要路を求めんか爲か、何なる志なりや、心元なき次第なりミ、心中を訝りたまふなり。

ソノユヘハマツ當流ノチモムキハコノダヒ極樂ニ往生スヘキコトハリハ他力ノ信心ヲエタルカユヘナリ。

二明其所由二、初示往生正因、上の段に参詣ノ面々ノ心中ノトホリイカ、ト心元ナク候ミ仰られた、其理由を述べたまふ、其故は當流には往生極樂の一段には他力の信心を獲得するより外なし、然るに其他力信心の謂れを懇ろに聽聞する心もなく、群集するのみにては、心中の程いか、心元なく覺ゆるこの思召なり他力の信心のことは大意の下に辨したるか如し。